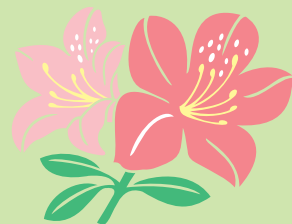


広報

ふ れ あ い は ー も に

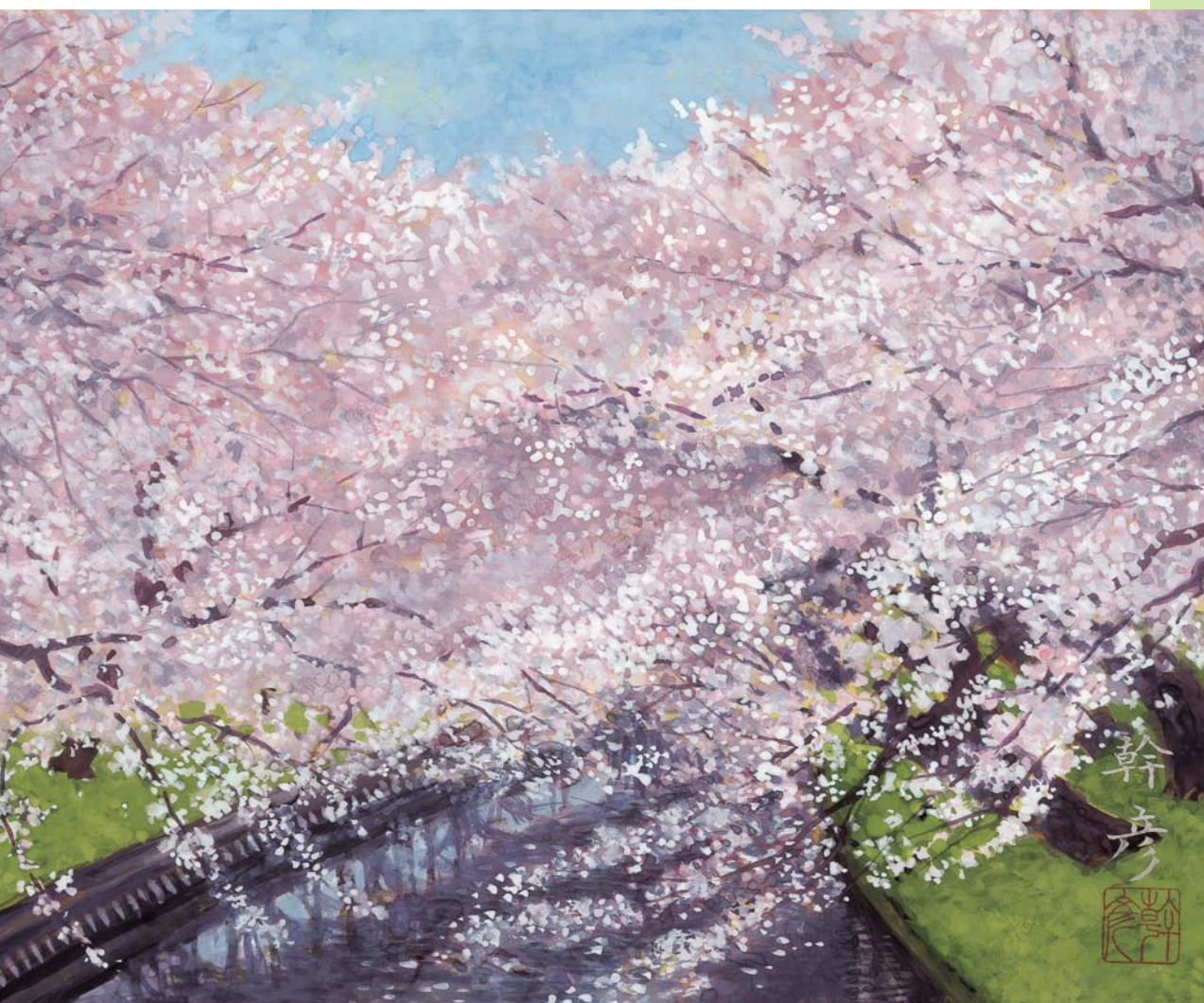
いわくら



市の花／つつじ

4.1

2005.No.817



【2005岩倉の風景●五条川堤

満開の桜】

岩倉市の誇る五条川の桜は、4月に入って満開となり、1年中でいちばん美しい風景である。

桜の蜜を求めて、目白や鶉がたくさんにやってくる。また、花見の観光客は、遠くからの人も年

々増えて、昨年は推計45万人の人出で賑わった。

4月2日には岩倉桜まつりの呼び物として大上市場、中本町、下本町の山車曳きが行われる。好天を祈りたい。

日本画家 大野幹彦

特集

平成17年度所信表明

改革と前進へ公平・公正・平等で市民が主役の行政へ



▲3月8日、市内の中学校で卒業式が行われ、2校合わせて426人がそれぞれの道を歩き出しました。

特集

平成17年度所信表明

改革と前進

～公平・公正・平等で市民が主役の行政～

3

市政の窓

8

岩倉市個人情報保護条例を制定しました…8
 岩倉市防犯対策助成金交付制度が始まります…9
 岩倉市まちづくり文化振興事業助成制度…9
 市政モニターを募集します…9
 同一世帯の第2子以降の乳幼児(4歳から就学前まで)通院医療費を助成します…10
 花のコンテスト作品および審査員を募集します…10
 いわくら少年少女合唱団第12期生を募集します…11
 ミニステージ・市民ギャラリー情報…11
 愛・地球博(愛知万博)へ出かけよう!…11
 岩倉市の高齢者福祉…12
 岩倉市まちづくりカレンダー作成委員を募集します…12
 下水道が使用できる区域が広がります…14
 第1号被保険者の介護保険料をお知らせします…15
 がん予防のための栄養教室を開催します…15
 狂犬病予防注射を受けましょう…16
 20歳代の国民年金保険料が猶予されます…16
 平成17年国勢調査の調査員を募集します…17
 小学校新入学児の保護者の皆様へ…17

第9回いわくら五条川マラソン結果

18

知っておきたい健康講座

20

タバコと歯周病
 それでもタバコを吸いますか?

スポーツ大好き!

20

岩倉バトミントンスポーツ少年団

国際交流はいま

21

「共に生きる」を目指して 総務大臣表彰受賞

市民のひろば・いわくらネットワーク

30

学校通信

32

岩倉東小学校

フォトニュース

33

クリーンアップ五条川2005・ミニステージ・いわくら少年少女合唱団・ダンス&体操発表会



ぶらりいわくら再発見 裏表紙

大山寺町かいわい

暮らしのガイド

22

手続き	22
講座・教室	24
募集	25
相談・その他	27
図書館ニュース	28

岩倉市は

- 交通安全都市宣言
- 環境保全都市宣言
- 核兵器廃絶平和都市宣言
- 安全・安心なまち宣言

のまちです

小さなまちから大きな夢を

岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。
 私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、
 調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

- 広げよう 愛 ふれ合い みんなの和 (家族仲間の和を願って)
- 育てよう 心 からだ みんなの健康 (市民一人一人の幸せを願って)
- 高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし (生活の質の向上を願って)
- 守ろう 自然 環境 みんなの地球 (かけがえのない地球の存続を願って)
- つくろう 人 まち みんなの未来 (豊かな社会の実現を願って)

平成17年度所信表明

改革と前進 ～公平・公正・平等で市民が主役の行政～

3月2日、岩倉市議会3月定例会の冒頭、石黒靖明岩倉市長は、「夢や希望を描くことが難しい時代ではありますが、藩政改革で知られる上杉鷹山の『為せば成る 為さねば成らぬ何事も成らぬは人の為さぬなりけり』という哲学を心に置き、志を高く持ち、5期目の市政に全力を傾注してまいり所存であります」と所信表明をしました。その全文をご紹介します。



本日、ここに平成17年岩倉市議会3月定例会の開会にあたり、私の5期目の市政運営に対する所信を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、私は、去る1月23日の市長選挙において、これまでの基本的な行政姿勢である「顔の見える行政」「公平・公正・平等で市民が主役の行政運営」を基本に、5期目の政策目標として「改革と前進」を掲げ、市民の皆様が訴えてまいりました。幸いにも4期16年間の実績を評価いただき、再び市政を担うこととなり、その責任の重さを深く心に受け止めているところでございます。

また、私に寄せられたご批判にも謙虚に耳を傾け、初心を忘れることなく、より一層身を引き締め、このまちに住んで本当に良かったと誇りに思っていただけの元気な岩倉をつくってまいりたいと考えます。

昨年は、台風や地震を始めたとした自然災害の猛威に曝されました。新潟県中越地震や、インドネシア・スマトラ島沖巨大地震と大津波などで犠牲になられました皆様と、そのご遺族に対して深く哀悼の意を表すとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げ、1日も早い復興を心から願うものでございます。

また、国際情勢はイラク問題など世界の混乱が続く、テロと復興のはざま、新世紀こそ「平和の世紀」という人々の願いは

いまだにかなえられていません。

21世紀の世界が、平和と繁栄した社会になることを切に願うものであります。本年は戦後60年にあたり、平和を考える大切な節目の年であると思います。核兵器廃絶平和都市宣言をした自治体として、世界平和が幻に終わらないよう、平和への取り組みを市民の皆様とともに、一歩一歩進めてまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

2月17日には、愛知県が日本の産業経済の中枢圏域として、世界に向かってはばたくための大きな原動力となる、中部国際空港が開港いたしました。これに伴い、名古屋空港が県営名古屋空港として、国内では初めての本格的な小型機の拠点空港に生まれ変わりました。

また、3月25日には、自然の叡智をテーマに2005年日本国際博覧会「愛・地球博」が開幕されます。本市も、キューパ共和国との一市町村一國フレンズシップ事業など、市民の皆様との協働により21世紀初の万博の成功に向け取り組んでまいります。さて、国内経済の状況は、依然デフレ傾向が続いているものの、企業収益の改善や設備投資の増加など、長い景気の低迷からようやく一筋の光が見え始めています。

しかし、個人消費の伸びが鈍化しているなど、景気の先行きには慎重な見方もでてきています。

また、景気回復を優先させた財政運営を行ってきたことから、国と地方を合わせた平成17年度末の長期債務残高は、774兆円になると見込まれており、平成16年度を34兆円上回る見通しになっております。

今、日本は、大きな変革期の中にあります。その中で私は、これからの地方は、国と地方、行政と民間の役割を明確にしたうえで、「地方が自らの足で立ち、自らの頭で考える」という地方自治本来の姿に改革していかねばならないと思っています。今まさに、地方分権が実行の段階を迎え、市町村の役割がますます重要なものとなっています。

真の意味で自立した岩倉市を支える力の根源は、とりもなおさず4万8千人の市民の皆様の方であります。

今後とも、「参画と協働」をさらに充実させるために、市民一人ひとりがまちづくりの主役として、力を存分に発揮できるような、住民自治の仕組みを築いてまいりたいと考えます。

さて、平成17年度における政府の一般会計予算案を見ますと、一般会計の予算規模は、平成16年度当初比0・1^兆増の82兆1千829億円となっています。

政策的経費である一般歳出は、公共投資関係費や防衛関係費などの主要経費を軒並み抑制し、0・7^兆減の47兆2千829億円と4年連続の緊縮型予算となっています。国の三位一体の改革では、税源移譲に結

びつく国庫補助負担金は1兆1千239億円を削減し、税源移譲については、所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として、新たに1兆1千160億円が地方に配分されることとなりました。

一方、地方財政計画における歳入歳出規模も、昨年度当初比1・1^兆減の83兆7千687億円と4年連続の減少となっています。これは、地方財政の健全化を進めるため、地方財政計画上の職員を1万人以上純減することや、投資的経費及び経常経費の地方単独分を縮減したことによるものであります。

歳入においては、三位一体の改革の「全体像」の中で平成17、18年度の地方財政について、「安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する」とされたことから、地方財政計画上での一般財源総額は、対前年度比0・1^兆増の53兆4千400億円とされました。

このような中、本市の平成17年度当初予算の編成にあたりましては「改革と前進」を基本に、公平・公正の観点から受益と負担の適正化を図り、既存の事務事業の見直しを進める一方で、安全・安心のまちづくりなどに重点を置き予算配分をいたしました。このことにより、平成17年度の一般会計予算の総額は116億7千万円で、平成16年度当初予算比7・0^兆の減となりました。しかし、本年度予算の実質的な伸び率としては、昨年度予算から、平成7年度と平

成8年度に借り入れました減税補てん償10億2千万円の借り換え分を除き1・2^兆の増となっています。

歳入の柱となります市民税は、個人市民税の配偶者特別控除などの税制改正をはじめ、法人市民税についても、景気が回復傾向にあることから6・5^兆の増、固定資産税も家屋の新・増築により2・2^兆の増となるなど、市税全体で3・8^兆の増を見込んでいます。

地方交付税につきましては、地方財政計画などを踏まえ、0・6^兆の減といたしました。市債は、昨年度に減税補てん償の借り換え分が含まれていたことから57・5^兆の大幅な減となりました。その内、臨時財政対策債は19・1^兆の減を見込んでいます。なお、恒久的減税に伴う影響については、従来どおり市民税減税補てん償及び地方特例交付金により補てんがされることとなっています。

歳出につきましては、厳しい財政状況ではありますが、市民の皆様と手を携えながら、私の政策目標である「改革と前進」を基本に、本市の行政哲学の「岩倉21世紀への提言」に意を尽くしながら、将来都市像としての「健康で明るい緑の文化都市」の実現に向け「第3次岩倉市総合計画」に沿った諸施策を推進してまいります。それでは、平成17年度に取り組む3つの重点施策と、主な新規事業などについて申し上げます。

重点施策

安全・安心のまちづくりの推進

重点施策の第1は、「安全・安心のまちづくりの推進」でございます。

安全・安心は、すべての市民生活の基本であるとともに、行政に課せられた最重要課題であります。

昨年12月には、防犯意識の一層の高揚と、地域安全パトロール隊などこれまでの市民総ぐるみの犯罪撲滅活動をより確かなものにするために、市民の皆様や議会・行政が一体となって「安全・安心なまち宣言」をいたしました。

こうした市民の皆様のご協力のおかげで、犯罪の発生率が平成16年は、前年に比べ9^兆も減少しています。

しかし、県内の状況をみますと車上狙いなどの犯罪が引き続き多い状況にあります。このため、新年度は「防犯灯の設置」や「安全・安心パトロール」などのほかに、新たに「防犯対策助成事業」を設け、玄関などの鍵の交換や、自家用車のハンドルロックパー等の防犯対策を行う場合にかかる費用の一部を補助してまいりたいと考えております。

交通安全対策につきましては、引き続き「区画線引き」や「防護柵」など道路環境

の整備を図り、事故防止に努めてまいります。

なお、多くの市民の皆様から要望がございます岩倉幹部交番の移転につきましては、平成18年度に建設していただきますよう県と調整をしてまいります。

本年は、一瞬のうちに街を破壊し、6千433人もの尊い命を奪った阪神・淡路大震災から10年目にあたります。多くの犠牲から学んだその時の教訓を風化させないよう、日常の備えを怠らないことが大切であると考えます。

最近では、新潟県中越地震ばかりではなく、この地域を震源とする震度4の内陸型の地震も発生しております。

今後予想されます、東海地震や東南海・南海地震などに対し、よりきめ細かな対策が求められているところです。

このようなことから、市内でも液状化が懸念されます南部地域の防災拠点となる「(仮称)防災コミュニティセンター」を、計画より1年早く大山寺町に建設してまいります。

公共施設の耐震化につきましては「市立体育館耐震補強事業」や川徳橋・幼川橋の耐震補強工事などを行います。

さらに、災害避難施設に指定してあります南部老人憩いの家の耐震診断や、下水道とプールの水を利用した貯留型仮設水洗トイレを南小学校に設置いたします。

また、万が一に備え、避難用資機材として

の防災テントや、粉ミルクなど赤ちゃんからお年寄りまでの非常用食糧等の備蓄を充実させるとともに、震災時の飲料水を確保するため、愛知県送水管と市の水道管を直接繋ぐ、緊急支援連絡管設置工事を行ってまいります。

阪神・淡路大震災の犠牲者の84分は、建物の倒壊による圧死であると言われております。市民の皆様のを命を地震から守るために、引き続き「木造住宅耐震診断」「木造住宅耐震改修」に助成を行います。

このほか、消防団など地域の防災力の強化を図るため、「第4分団車庫移転事業」「第1分団消防ポンプ自動車」の整備・更新等に努めてまいります。

なお、火災や救急などの119番通報に迅速に対応するため、増加する携帯電話からの通報を、これまでの他市の消防本部から転送されてくる分散方式から、岩倉市消防本部で直接受信できるシステムに改善いたします。

浸水対策では、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、昨年度に新川及び新川流域における公共下水道整備計画区域内の浸水解消に向け、現地調査などの作業を進めてまいりましたが、五条川への許容放流量の調整等の遅れから、雨水整備計画の策定を関係流域市町とともに、本年度へ繰り延べざるを得なくなりましたのでご理解を賜りたいと存じます。

また、集中豪雨などの雨水排水対策とし

て、用排水路の浚渫しゅんせつを充実いたします。

行財政改革の断行

第2は、「行財政改革の断行」であります。

地方を取り巻く厳しい社会情勢の中で、自治体は今まさに自らを改革し、新しい時代の岩倉のかたちを創り出す力量が試されております。「まず隗かいより始めよ」の言葉どおり、私たち行政に携わる者は、時代の要求に的確に応えられるよう、行政経営という明確な視点を持って、思い切った自己改革を断行していかなければなりません。

平成12年度から始まった第2次岩倉市行政改革は、既に5年を経過し、個別・具体的実施計画に基づいてこれまで職員の削減や民間委託など効率的かつ効果的な改革を進めてまいりました。

新年度におきましても、より効率的な行政運営を推進するため、最低限の職員補充を行いつつ退職にあわせて13人減員するとともに、特殊勤務手当なども見直し、1億3千万円ほどの人件費を削減いたします。

このほかにも、最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう、公用車の購入など事務事業を見直し、経常経費の削減等をしなが、今後予想される新たな行政課題に対応するため、改革できるものは年度途中においても実行していきたいと考えています。

なお、民間委託として国民健康保険税の

収納率の改善と、市民の皆様のご利便性を図るため、コンビニエンスストアでお支払いいただけるよう収納事務の私人委託などを行います。

岩倉駅東地区再開発事業の促進

第3は、「岩倉駅東地区再開発事業の促進」であります。

本市の新しい顔として、また、中心市街地の再生の核としての「北街区市街地再開発事業」は、これからの岩倉のまちづくりの基礎になっていくものであり、その賑わいがまちの活力を生み出す大きな力になるものと信じております。

私は、駅前の中心的商業地でありながら、木造の建物が密集し、防災上も多くの問題を抱えた駅東を、このまま何も手をつけずに放置することはできません。

私たちの先輩は、大変な苦勞をして五条川に桜を植え、このまちを魅力あるものにしていただきました。今、地元の皆様と進めている再開発事業は、まさに、まちに魂を入れる作業であると考えます。きつと、完成後はだれもが、このまちに住んで良かったと誇りに思っていただけのもので信じております。

新年度は、本組合の設立とともに、権利変換や再開発ビルの詳細設計などが計画されておりますので、引き続き事業費を精査しながら「北街区市街地再開発事業」の促

進に向けて全力で支援してまいる所存でございます。

このほか、桜通線・江南岩倉線の整備につきましても、事業採択に向け積極的に関係機関に要請いたします。

なお、下本町街区再開発事業におきましては、準備組合の活動を引き続き支援してまいります。

新規事業などの諸施策

次に、新規事業などの諸施策について述べさせていただきます。

健康・福祉

まず、健康・福祉についてであります。健康事業におきましては、「健康いわくら21」に基づいて保健・福祉・スポーツなどを連携させながら、多世代に渡る健康づくりの推進に努めてまいります。この中でも、新年度については、ねたきりゼロを目指し、高齢者の健康・体力チェックなどを行い、在宅で自立した生活を送っていただけるよう介護予防に重点を置きながら、健康事業の拡充を図ってまいります。

長寿社会への対応では、昨年度に実施しました意向把握調査を踏まえ、平成18年度から平成20年度を計画期間とする「第3期岩倉市老人保健福祉計画及び介護保険事業

計画」を策定いたします。

また、平成17年度は、介護保険法の大幅な改正が予定されていますが、市民の皆様に着目してまいりましたこの制度が、今後とも安定的で持続的な制度に移行していくよう最善の努力をします。

なお、施設整備としては、昨年度から整備資金を助成してまいりました「認知症高齢者グループホーム」が、7月に開設されます。今後とも、介護基盤の充実に努めてまいります。

少子化対策につきましては、未来を担う子どもたちを安心して生み育てる環境づくりが、行政の重要な役割であると考えます。このことから、これまで子育て支援の一つとして行ってきた「乳幼児医療費助成」につきましては、入院医療費分に加え、通院医療費についても現行4歳未満を、1世帯第2子から小学校入学前まで無料化するとともに、新たに学校給食費につきましても、義務教育に3人以上の子どもが就学する家庭を対象に第3子から無料化し、安心して子育てがしていただけますよう応援してまいります。

母子福祉では、母子家庭などの自立支援を行うため「母子自立支援給付金」制度を設けます。

教育・文化・スポーツ

次に、教育・文化・スポーツについて

あります。

学校教育事業では、歯科医師会の協力もいただきながら、歯の健康を目的に、全小中学校でフッ化物洗口を実施します。

また、インターネットなどを利用したIT教育の周辺環境を充実させるため、新年度に「中学校校内LAN整備工事」を行い、「中学校プラスバンド楽器購入事業」「曾野小学校プールフェンス改修」及び「学校給食配送車購入」などの整備にも取り組んでまいります。

教育内容の充実につきましては、少人数授業などによる学力の向上や「総合的な学習の時間推進事業」とともに、子どもは未来のまちづくり人等を目指した「教育プラン事業」の推進を図ります。

また、緊急地域雇用創出特別基金事業として行ってきた外国語教育、障害児の個別指導等の臨時講師事業につきましては、この補助事業が平成16年度で終了するため、市の単独事業で引き続き行うこととし、教育指導体制の確保・充実に努めていきます。

さらに児童・生徒が、自然の叡智をテーマとした愛知万博を、環境学習の場として体験できるよう助成してまいりたいと考えます。

生涯学習の推進につきましては、市民の皆様が多様な学習意欲にこたえるため、「生涯学習基本構想・基本計画」に基づいて、引き続き生涯学習活動の積極的な支援に努

めてまいります。

遺跡・文化財の保護では、史跡公園の「鳥居建民家茅葺屋根修繕事業」や昨年12月に焼失いたしました「竈穴住居」の復元を行います。

また、新たに、昭和60年度に編さんしました岩倉市史の追補版を作成するための作業に着手し、地域の歴史や文化の継承に努めてまいります。

音楽のあるまちづくりの推進につきましては、引き続きジュニアオーケストラの育成と学校音楽鑑賞会、地区サロンコンサートなどを開催いたします。

スポーツ振興では、スポーツ観戦事業や総合体育文化センターのトレーニング室機器の更新などを行ってまいります。また、施設改善として「多目的ホール吊物用ワイヤー等取替事業」「多目的ホール音響設備取替事業」などを実施します。

環境

続いて、環境についてであります。

ごみの減量化・資源化につきましては、市民の皆様のご協力を得て、分別収集などを推進してまいりましたが、一層の充実を図るため、現在「燃やしてはいけないごみ」に含まれていますプラスチック製容器、包装を新たに資源として収集する「その他プラスチック容器資源化事業」に取り組んで

まいります。

公園整備事業では、昨年度に実施設計及び用地の一部を取得しました「(仮称)竹林公園整備事業」につきまして、引き続き用地買収を行い、土地取得を完了し、一部工事を行います。さらに、「(仮称)長瀬公園整備事業」につきましては、基本設計などを行い、自然と共生したうるおいのあるまちづくりを進めてまいります。

都市基盤整備

次に、都市基盤整備についてであります。公共下水道事業におきましては、五条川右岸処理区の計画的な面整備と利用の促進に努めてまいります。

また、幹線道路整備につきましては、豊田岩倉線や北島藤島線などを計画的に推進するとともに、名古屋江南線等の県事業についても整備促進に向け要請していきます。

なお、市民の皆様にとって最も身近な生活道路におきましては、利便性と安全性の向上を図るため、引き続き整備に努めます。

昨年度、実施設計をいたしました「岩倉駅地下連絡道エレベーター設置」につきましては工事着手し、人にやさしいまちづくりを進めてまいります。

産業の振興

続いて、産業の振興についてであります。農業につきましては、都市化が進む中で、

用排水路改修工事を計画的に進め、農業環境の整備に努めてまいります。

また、農業経営の安定化を促進するため、引き続き「農業近代化資金利子補給事業」などを行ってまいります。

商業につきましては、愛知万博の関連事業として「一市町村一國フレンドシップ事業」の本市の相手国、キューバ共和国との交流を主体に、市町村催事「岩倉市の日」などの事業を実施しながら、まちの賑わいと、商業の推進につなげてまいりたいと考えています。

本年度は「一豊公&千代様サミット」を一宮市と岩倉市、犬山市の3市で共同開催いたします。また、昨年、平成18年からのNHK大河ドラマ「功名が辻」の放送が決定され、岩倉を全国に発信するまたとない機会を得ました。

これを好機に、ドラマの主人公である一豊公の誕生地として、市民の皆様の協力をいただきながら、桜とともに歴史ある岩倉をアピールしていきたいと思っています。

なお、「いわくらお店探索スタンプリー事業」を引き続き支援し、個人消費の拡大と地域商業の活性化を図るとともに、商業者の皆様への融資制度なども継続して行い、地域経済の発展に努力していきます。

その他

このほか、子どもたちの食の安全を守る

ため、引き続き農家の皆様のご協力を得ながら、安心して食べることができるよう、地元でとれた米などの農産物を、保育園や小・中学校の給食の食材として使用する産地消の充実に努めてまいります。

また、戦後60年の節目を迎えることから、市民の皆様による実行委員会を組織し、平和の祈りを込めた特別展などを開催いたします。

なお、市町村合併につきましては、行財政改革を断行しつつ、将来のまちづくりを見据え、合併新法の期限内に、引き続き市民の皆様や議会のご意見をお聞きしながら研究してまいります。

公共料金につきましては、現在の厳しい経済状況などを配慮し、原則として据え置くことを基本としながらも、公平・公正な行政と、受益と負担の観点から、所得の少ない方に配慮しつつ、10月から放課後児童健全育成手数料を新たにお願いくことにあります。このいただいた財源につきましては、乳幼児医療費助成の拡充の一部にあててまいりたいと考えます。また、ジュニアオーケストラにつきましても、新たに団費をご負担いただきたいと思いますので関係の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

最後に、愛知県財政と市民生活の関わりについて触れさせていただきます。

ご承知のように、愛知県では景気が回復傾向にあるものの、依然として厳しい財政

状況にあることや、三位一体の改革の影響等による県単独補助金の縮減が考えられますが、具体的内容については、現段階では不透明な状況にあります。

県の事業の見直しが見らかになった場合には、市の単独事業となる部分につきましては、予算の見直しをさせていただかざるを得ない厳しい状況にありますので、ご理解とご協力をお願いするものであります。

本市を取り巻く環境は、今後さらに厳しさを増すものと思われます。これからの地方分権社会は、地方の自主・自立の営みの総和が国を支えると考えます。冒頭で述べましたように、「改革と前進」を市政運営の基本に置き、4万8千人の市民の皆様が本当に住んでよかったと誇りに思っていただけの岩倉を築いていくために、誠心誠意、まちづくりに全力を尽くして取り組んでまいりたいと考えています。

夢や希望を描くことが難しい時代ではあります。が、藩政改革で知られる上杉鷹山(ようざん)の『為せば成る 為さねば成らぬ何事も 成らぬは人の為さぬなりけり』という哲学を心に置き、志を高く持ち、5期目の市政に全力を傾注してまいりたいと存じます。

市民の皆様並びに議員各位の一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。所信表明とさせていただきます。

市政の窓

岩倉市個人情報保護 条例を制定しました

コンピュータやインターネットが発達し、日常生活が便利になる一方で、個人情報が本人の知らないうちに利用されるおそれや、誤った情報が利用されているおそれなど、個人の権利や利益が侵害されるのではないかと不安感も生じてきています。

岩倉市ではこれまで、「岩倉市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」によって、コンピュータ処理された個人情報について、その保護を図ってきましたが、手書きで記録されたものも含め、よりいっそうの個人情報保護を図るため、市が保有する個人情報の適正な取り扱いについてのルールなどを定めた「岩倉市個人情報保護条例」を制定しました。

個人情報とは：

氏名、性別、生年月日、住所、職歴、学

歴、所得、財産などに関する情報で、どこ
のされかが分かる情報です。

● 個人情報を適切に取扱うためのルール

● 個人情報の保有の制限

市が個人情報を保有するときには、その利用目的をできる限り明らかにし、必要な範囲内で保有します。また、原則として個人の思想や信条に関わる情報は保有しません。

なお、市がどのような個人情報を保有しているかを記録した帳簿を作成し、公表します。

● 個人情報の適正な取得

個人情報は適法かつ適正な方法で、原則として本人から取得します。また、本人から書面により個人情報を取得する際には、利用目的が分かるようにします。

● 適正な管理

個人情報が利用目的の範囲内で事実と合致するようにします。

また、個人情報の漏えいを防止する措置を講じ、個人情報の取り扱いを委託するときには、個人情報の保護のために必要な措置を講じます。

● 利用および提供の制限

保有している個人情報、原則として本来の利用目的以外の目的で利用したり、他に提供しません。提供する必要がある場合には、提供先に対して個人情報の保護のために必要な措置を講ずることを求めます。

● 電子計算機等の結合の禁止

個人情報を処理するコンピュータは、法令に定めのある場合などを除き原則として通信回線を用いて外部との接続はしません。

● 個人情報の開示・訂正・利用停止の請求

★市が保有している自分に関する個人情報については、本人であれば情報の開示を請求することができます。

★開示された個人情報に誤りがある場合は、事実を証明できる資料等に基づき、訂正を請求することができます。

★個人情報の収集方法、本来の利用目的以外に利用されているなど、条例に反していると思ったときは、利用の停止を請求することができます。

※未成年者または、成年被後見人の法定代理人は、本人に代わってこれらの請求ができます。

※請求に対する市の決定に不服があるときは、異議申し立てをすることができます。

異議申し立てがされた場合、識見者などで構成される「岩倉市情報公開・個人情報保護審査会」に市の決定が妥当であったかどうか諮問します。

※年に1回、開示請求などの件数やそれに対してどのような決定がされたかについて、広報などで公表します。

市民の責務、事業者の責務

個人情報の保護のためには、ひとりひとりが個人情報保護の重要性を十分に理解し、プライバシーの侵害など個人の権利や利益が侵害されないよう努めなければなりません。

● 問合せ先 行政課行政係（☎38—5804）まで。

水道水を安心して 飲用していただく ために

岩倉市では、水道法に基づき、定期的に水質検査を実施しています。

なお、詳しい水道水質検査計画書については、水道課でいつでもご覧いただけます。

● 問合せ先 水道課施設係（☎38—5816）まで。

4月1日から

岩倉市防犯対策助成金交付制度が始まります

この制度は、市民の皆さんの防犯意識高揚を目的として、犯罪を未然に防ぎ、安全で安心なまちづくりを推進するための助成金制度で、経費の一定額を助成するものです。

これを機会に、もう一度わが家の防犯対策を見直しましょう。

●**対象者** 岩倉市に住民登録または、外国人登録があり、居住している世帯主(1世帯につき1回限りです)

●対象となるもの

- ①玄関および勝手口等の出入口の錠を交換または、補助錠、サムターンカバー、ガードプレート等を取り付けること。
- ②サッシ等を防犯ガラスに交換または、防犯フィルム、補助錠、格子等を取り付けること。
- ③共同住宅のエントランスまたは、エレベーター等の共有部分に防犯カメラまたは、センサーライトを取り付けること。
- ④住居等に防犯カメラまたは、センサーライトを取り付けること。
- ⑤駐車場内に防犯カメラ、センサーライトまたは、照明灯を取り付けること。



- ⑥自家用車両(自動車、オートバイ、自転車)にハンドルロックバーまたは、盗難防止装置等を取り付けること。
- ⑦住居敷地内に玉砂利等を敷くこと。

●**助成額** 経費の2分の1(100円未満は切り捨て)で限度額5,000円

●**助成期間** 4月1日～平成20年3月31日

※平成17年3月31日以前の防犯対策は対象外です。

●**申請方法** 行政課に置いてある申請書に記入し、品物等がわかる領収書を添えて行政課交通防犯係に提出してください。

●**問合先** 行政課交通防犯係(☎38-5804)まで。

皆さんの文化活動を応援します 岩倉市まちづくり文化振 興事業助成制度

市民の皆さんが行う文化事業に助成を行っています。ぜひ、ご活用ください。

●**助成対象事業** 今までの枠を超えて自主的に行われる次の文化活動を対象とします。

ただし、主に営利を目的とする事業や、

特定の政治、宗教活動を目的に行われる事業、および恒常的に行われる事業は助成の対象とはなりません。また、外部から人を招いて開催するコンサートやショー等も対象とはなりません。

①活動発表事業：複数の団体が共同で行ったり、実行委員会をつくるなどして、従来の活動の枠を超えて行われる発表会などの事業。ただし、特定の流派、会員、個展などにかかわる事業は原則として対象外です。

②文化情報事業：岩倉市の文化情報のPRや、ネットワークづくりのために製作されるパンフレットや情報誌などの発行

③人材育成・交流事業：文化に関

あなたの意見を市政に生かしませんか？

市政モニターを募集します

市民の皆さんから広くご意見、ご要望をお聞かせいただくため市政モニターを募集します。

●**応募資格** 市内にお住まいの20歳以上の人

ただし、公務員、公職選挙法による公職者、市政モニター経験後5年未満の人を除きます。

●**募集人数** 20人

●**募集期限** 5月13日(金)

●**モニターの仕事** 年5～6回程度のモニター会議に出席していただきます。また、随時自発的なご意見をいただきます。

●**任期** 委嘱する日から平成19年3月31日まで

●**その他** 記念品をお渡しします。

●**応募・問合先** 企画課広報聴係(☎38-5802)まで。

する人材育成や交流の推進を目的として行われる研究会やフォーラムなどの開催

④その他、文化によるまちづくりの振興に関する事業

●**助成金額** 助成金額は、日常的な活動費や人件費、入場料などの収入を除いた事業費の2分の1以内で、限度額は300万円

●**事業期間** 平成17年度に実施予定の事業

●**申請の手続き** 所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、4月25日(月)までに生涯学習課へ提出してください。

●**問合先** 生涯学習課文化振興係(☎38-5819)まで。

同一世帯の第2子以降の乳幼児（4歳から就学前まで） 通院医療費を助成します

乳幼児医療費の助成については、現在4歳未満児までの入院、通院および4歳から就学前までの入院に係る自己負担分を助成していますが、新たに、4月1日から同一世帯の第2子以降の乳幼児（4歳から就学前まで）の通院についても助成します。

※同一世帯とは、住民基本台帳上、同じ世帯のことです。

乳幼児医療費助成制度

●助成の対象 就学前の乳幼児（小学校入学直前の3月31日まで）

●助成の範囲

★0歳から4歳未満児：入院、通院に係る自己負担分

★4歳から就学前：第1子は入院に係る自己負担分、第2子以降は入院、通院に係る自己負担分

●助成の方法

4歳未満児までは、従来どおり「乳幼児医療費受給者証」を交付します。また、新たに、第2子以降の助成に対して「乳幼児医療費受給者証」を交付しますので診療を受けるときは、医療機関の窓口に健康保険証とともに提示してください。なお、第1子で4歳から就学前の入院に

ついては、「乳幼児医療費受給者証」を発行しませんので、医療機関の窓口で自己負担分を支払った後、市民窓口課に領収書（診療の内訳が記載されたもの）を添えて医療費支給の申請をしてください。

ただし、第2子以降に係る「乳幼児医療費受給者証」は、受給者証交付申請後に、該当者に5月末日までに交付しますので、4月、5月診療分につきましては、医療機関の窓口で自己負担分を支払った後、市民窓口課に領収書を添えて申請してください。

●申請方法

平成11年4月2日から平成13年5月31日生まれの人で、第2子以降の対象者には、4月初旬に市民窓口課から受給者証交付申請書を送付しますので申請してください。なお、申請書が届かず、該当すると思われる人は、お問い合わせください。ただし、他の制度（障害者医療費、母子家庭等医療費）の受給対象者の人は、その制度で助成を受けることになります。

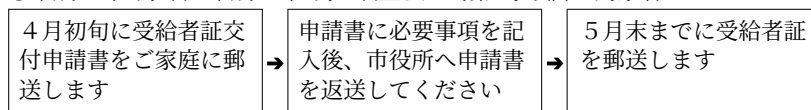
また、平成13年6月1日以降生まれで、第2子以降に該当すると思われる人は、4歳の誕生月の翌月に、被保険者証と有効期間の切れた受給者証をお持ちのうえ、市民窓口課へ受給者証の交付申請にお越しください。

助 成 の 範 囲

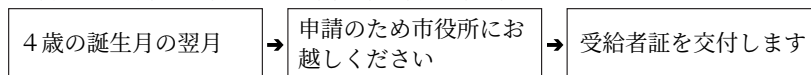
	0歳～4歳未満児	4歳～就学前	
		第1子	第2子以降
入 院	助成対象 (受給者証あり)	助成対象 (受給者証なし)	助成対象 (新たに受給者証交付)
通 院			

申 請 方 法

○平成11年4月2日～平成13年5月31日生まれで、第2子以降の対象者



○平成13年6月1日以降生まれで、第2子以降の対象者



さい。

●問合先 市民窓口課保険医療係 ☎3815807 まで。

花のコンテスト作品および審査員を募集します

市民の皆さんの花を通してのふれあいや

交流が積極的に行われ、緑と花のあるまちづくりを目指すため、今年度も花のコンテストを実施します。たくさんのご応募をお待ちしています。

また、同時に花のコンテストの審査員を募集しますので、花に興味のある人はご応募ください。

花のコンテスト作品募集

●応募対象 市内にお住まいの人で、鉢、プランター類、庭、垣根、壁面、農地等が花で飾られ、快適な環境と景観をつくり、地域の美化に貢献している個人、もしくは団体

●受付期間 4月12日(火)～19日(火)（ただし、土・日曜日は除きます）

●応募方法 都市計画課窓口においてある申込書に必要事項を記入して都市計画課まで提出してください。

※写真は応募直前の写真を提出してください。なお、写真は原則としてお返しできませんのでご了承ください。

●審査

★第1次審査：写真選考

★第2次審査：現地調査

●表彰 最優秀賞、優秀賞、入選、佳作作品には記念品をお渡しします。そのほか参加賞もあります。

審査員募集

●審査内容 写真選考および現地調査

●審査日時 4月26日(火)午前9時～午後4時ごろ

市民スペース ミニステージ・市民ギャラリー情報

市役所1階には、情報サロンやミニステージ、児童コーナー、2階には市民ギャラリーやレストランなど、市民の皆さんに利用していただけるスペースがあります。皆さん、ぜひ、ご利用ください。

●**利用時間** 午前8時30分～午後9時（第2日曜日、祝日、年末および年始は休みです）ただし、レストランの営業時間は、振替休日を除く月～土曜日の午前9時から午後6時までです。

ミニステージ

【ロビーコンサート ハープの調べ】

- と き** 4月24日（日）午前10時30分～11時30分
- 出演者** 杉浦元美
- 主な曲** ジャズバンド／トゥルニエ、「ピノキオ」より星に願いを、さくらさくら ほか
- 問合先** 生涯学習課文化振興係（☎38-5819）まで

市民ギャラリー

【岩倉桜まつり協賛 書道連盟小品展】

- と き** 3月28日（月）～4月9日（土）
- 問合先** 神山（☎66-0693）まで。

【米国パナマ万博写真展】

- と き** 4月11日（月）～24日（日）
- 問合先** 関戸（☎37-0204）まで。

【林世宝 絵画展】

- と き** 4月25日（月）～5月1日（日）
- 問合先** 瀬戸（☎0568-31-3156）まで。



●**応募資格** 市内にお住まいかお勤めの人で、20歳以上の人

※ボランティアとしての参加をお願いします。

●**募集人数** 5人

なお、応募多数の場合は抽選とさせていただきます。

●**募集期間** 4月12日（火）～19日（火）（ただし、土・日曜日は除きます）

●**問合先** 都市計画課計画係（☎38-5814）まで。

なお、審査員に決定された人はコンテストへの応募はできませんのでご注意ください。

いわくら少女少女合唱団 第12期生を募集します

いわくら少年少女合唱団では、第12期生を募集します。

当合唱団は、平成6年7月に結成され、現在26人の団員がいます。市民音楽祭や愛知県合唱フェスティバルの出演、市内施設での演奏など、多彩な活動を展開しています。

歌の好きな人、私たちと一緒に楽しく歌いませんか。皆さんの入団をお待ちしています。

なお、申し込みには保護者の同意が必要です。

●**参加資格** 小学校1年生から高校3年生までの児童、生徒で定例の練習日に参加できる人

●**入団説明会** 5月7日（土）午後1時30分～岩倉南小学校きらきら広場

※体験入団ができます。体験日は次のとおりです。

★4月16日（土）午前10時～正午きらきら広場

★4月23日（土）午前10時～正午みどりの家

●**練習日** 原則として毎週土曜日

★第1・3・5土曜日：午前10時～正午きらきら広場

★第2・4土曜日：午前10時～正午みどりの家

●**団費等** 入団金1千円、団費月額1千500円、制服貸与料年額2千円

※このほかに、楽譜代などが必要となります。

●**今年度の予定**

★7月10日（日）愛・地球博「岩倉市の日」参加

★8月6日（土）愛知県少年少女合唱連盟万博合同演奏会参加

●**申込・問合先** 生涯学習課文化振興係（☎38-5819）または、井上皮膚科（☎37-2100）まで。

愛・地球博（愛知万博）へ出かけよう！

岩倉から会場への交通アクセスについてご案内します。

●自動車の場合（パーク＆ライド）

★岩倉→国道155号線→国道41号線→名古屋空港駐車場→シャトルバス→会場
【駐車料金…普通自動車2,500円、二輪自動車1,000円】

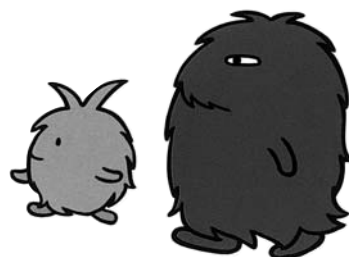
●公共交通機関の場合

★岩倉（名鉄犬山線）→JR「名古屋駅」（JR中央線・愛知環状鉄道）→「万博八草駅」（リニモ）→東部丘陵線「万博会場駅」→会場【片道乗車料金990円】

★岩倉（名鉄犬山線）→名古屋駅「名古屋バスターミナル」（シャトルバス）→会場【片道乗車料金340円+シャトルバス料金片道1,000円、往復1,500円】

★岩倉（名鉄犬山線）→地下鉄「名古屋駅」（地下鉄東山線）→地下鉄「藤が丘駅」（リニモ）→東部丘陵線「万博会場駅」→会場【片道970円】

●**問合先** 商工農政課商工観光係（☎38-5812）まで。



岩倉市の高齢者福祉

岩倉市では、高齢者の皆さんにさまざまな事業を行っています。

ぜひ、ご利用ください。

タクシー料金助成

日常生活で社会活動が容易にできるようチケットをお渡しして、タクシー料金の一部を助成します。

●対象者 満85歳以上の人

●助成額 1乗車につき、タクシー基本料金と迎車料金（タクシー乗車料金と助成額との差額は利用者の負担となります）

●交付枚数 月2枚分のチケットを申請の月から当該年度分を一括交付します。

※申請には印鑑をご持参ください。

リフトタクシー料金助成

在宅ねたきりの高齢者や身体障害者が、外出を容易にできるようチケットをお渡しし、リフトタクシー料金の一部を助成します。

●対象者

★ねたきりの高齢者：市が認定した在宅ねたきりの人

★障害者：身体障害者手帳1級（体幹および下肢）をお持ちで施設に入所していない人

●助成額 1乗車につき乗車料金の半額を助成します（限度額5千円）。

●交付枚数 月1枚分のチケットを申請の月から当該年度分を一括交付します。

※申請には印鑑をご持参ください。

公衆浴場無料入浴券

ふれあいと仲間づくりのために、無料入浴チケットをお渡しします。

●対象者 満65歳以上の人

●交付枚数 月1枚分のチケットを申請の月から当該年度分を一括交付します。

※申請には印鑑をご持参ください。

なお、老人憩の家（東町☎37-3834）、南部老人憩の家（大地町☎37-0497）でもお渡しできます。

シルバー優待証明カード

名古屋港水族館などの施設の入場料が無料または、軽減されるカードをお渡しします。

●対象者 満65歳以上の人

●利用できる施設

★名古屋港ポートビル（名古屋海洋博物館、展望室、南極観測船ふじ：無料）

★名古屋港水族館：入場料が軽減されて、料金が1千円となります。

※特別の催し物が行われている場合は利用できません。

家具転倒防止器具取り付け

ひとり暮らしの高齢者や、心身障害者だけで生活している家庭に対して、地震など

による家具の転倒を防ぐため家具転倒防止器具を無料で取り付けます。

●対象者

★市が認定したひとり暮らし老人

★高齢者夫婦世帯（配偶者ともに75歳以上）

★重度心身障害者のみで構成されている世帯

●対象家具 洋服ダンス、和ダンス、整理ダンス、茶ダンス

※申請には印鑑をご持参ください。

なお、借家の場合は家屋所有者の同意書が必要となります。

高齢者等賃貸住宅住み替え助成

高齢者向け優良賃貸住宅または、これに準ずる賃貸住宅に住み替えをする場合、その住み替えにかかる費用の半額を助成します。

●対象者 市内に1年以上居住している満65歳以上の人、障害者（身体障害者手帳1級・2級をお持ちの人）または、これらの人を現に扶養し、同居している人

●助成額 引っ越し費用および退去に伴う修繕費用の2分の1（限度額20万円）

●その他 所得要件などがありますので、詳細についてはお問い合わせください。

※申請には印鑑等が必要となります。

ホームヘルパー養成研修受講料助成

ホームヘルパー養成研修（2級課程）を当該年度内において修了した場合、その受講料の一部を助成します。

●対象者 高齢者を介護している人、過去

に高齢者を介護した経験のある人

●助成額 受講料の3分の1（限度額2万円）

●申込・問合せ 生きがい課ふれあい係（☎38-5811）まで。

岩倉市まちづくりカレンダー作成委員を募集します

岩倉市では、まちづくりの合言葉である「岩倉市民憲章」を取り入れたカレンダー「四季彩」を毎年作成しています。来年分の作成にあたって、市民の皆さんからご意見をいただくため、委員を募集します。

- 応募資格 カレンダー作成に熱意を持って取り組んでいただける人
- 募集人数 8人（応募者が多数の場合は調整）
- 募集期限 4月15日（金）
- 委員の仕事 12月に配布する予定でカレンダー作成を進めていただきますが、それまでの期間に10回程度会議を開き、ご意見をいただきます。
- 任期 平成18年のカレンダーを作成するまで
- その他 記念品をお渡しします。
- 応募・問合せ 企画課広報広聴係（☎38-5802）まで。



岩倉市の高齢者福祉事業

事業名	内容	65歳以上	ひとり暮らし老人	高齢者夫婦世帯	ねたきり老人	認知症老人	要介護認定(自立)	要介護要支援認定	備考
ひとり暮らし老人牛乳等無料配達	安否確認等を目的に毎日(隔日)牛乳等を配達します。		○						
ひとり暮らし老人ふれあい訪問	ひとり暮らしの高齢者を訪問し、身体、生活等の状況把握を行うとともに、年2回果物などを配布します。		○						
ひとり暮らし老人給食サービス	聞き取り調査で承認された人を対象に健康保持、安否確認等を目的に週2回昼食を提供します。		○	○					課税状況により有料
生活支援型給食サービス	聞き取り調査で承認された人を対象に月曜日から金曜日まで夕食を配達します(年末年始、祝日を除く)。		○	○					1食350円
緊急通報システム設置	火災・ガスセンサー等を併用した緊急通報電話を設置し、急病・火災・ガス漏れ発生時に速やかに救助の手段を講じます。		○	夫婦ともに70歳以上	○				
福祉電話設置	電話を引くことができない老人に電話を設置します(設置工事費、毎月の基本料金を公費で負担)。		○						所得要件あり
寝具丸洗・乾燥	対象者の使用する寝具を回収し、丸洗乾燥(年3回)、乾燥(年3回)を行います(隔月実施)。		○		○				
ホームヘルプサービス	介護保険要介護認定で「自立」と判定された人に介護保険法の在宅サービスに替わるホームヘルプサービスを提供します。						○		課税状況により有料
ショートステイ	介護保険要介護認定で「自立」と判定された人に介護保険法の在宅サービスに替わるショートステイを提供します。						○		課税状況により有料
デイサービス	介護保険要介護認定で「自立」と判定された人に介護保険法の在宅サービスに替わるデイサービスを提供します。						○		課税状況により有料
ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等を介護している人に手当を支給します(月額5,000円)。				○	○			施設入所者除く
老人日常生活用具給付	電磁調理器等の用品を給付します。		○		○				課税状況により有料
ねたきり老人無料理髪	理容師が対象者宅を訪問し理髪を行います(年6回実施)。				○				
紙おむつ支給	在宅で介護をしている人に介護用品(紙おむつ)を支給します。							要介護4・5	非課税世帯
外出支援サービス	高齢者および障害者に医療機関への通院や公的機関での諸手続きなどに移送サービスを行います。	○							非課税世帯
すこやかタクシー料金助成	高齢者の日常生活において社会活動が容易にできるよう、タクシー利用時の基本料金と迎車料金を助成します。								85歳以上の老人
リフトタクシー料金助成	通常の車で移動が困難なねたきり老人等にリフトタクシー利用チケットを交付し、料金の半額(上限5,000円)を助成します。				○				
公衆浴場の無料入浴	市内の公衆浴場を月に1回無料で利用できる入浴券を交付します。	○							
家具転倒防止器具取付	地震などによる家具の転倒を防ぐため家具転倒防止器具を取り付けます。		○	○					
高齢福祉年金受給者福祉助成金	介護サービス利用料を助成します。							○	高齢福祉年金受給者で非課税世帯
ホームヘルパー養成研修受講料助成	高齢者を介護している人、過去に高齢者を介護した経験のある人に対しホームヘルパー2級課程の受講料の3分の1(上限2万円)を助成します。								
徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊行動のある高齢者を介護している家族を対象に、受信用PHSを身に付けることで、徘徊した高齢者を検索し、位置を確認するものです。					○		○	1か月530円
家族介護者慰労金助成	在宅で介護している人で1年間介護保険のサービスを受けない家族を対象に、介護慰労金を支給します。							要介護4・5	非課税世帯
高齢者等賃貸住宅住み替え助成	高齢者等の世帯が、優良賃貸住宅または、これに準ずる住み替えをする場合、引っ越しにかかる費用の半額(上限20万円)を助成します。	○							所得要件あり
高齢者住宅改善費助成	住宅改善等に要する経費を助成します(上限50万円)。							○	生計中心者の課税状況要件あり
養護老人ホーム入所措置	身体的には自立可能だが、家庭環境、経済的理由により家庭で生活することが困難な人を養護老人ホームへ入所措置します。	○							本人・扶養義務者に負担金あり

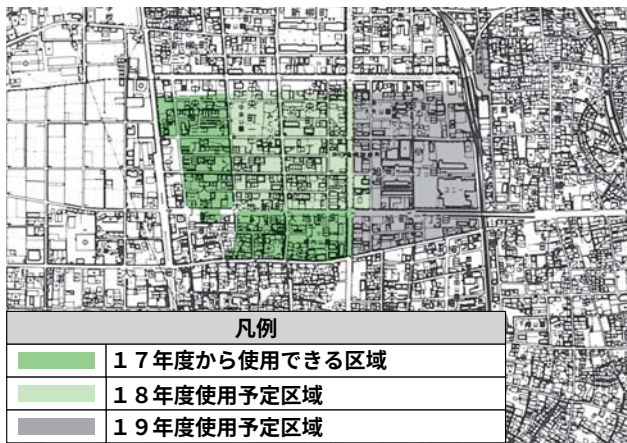
なお、ひとり暮らし老人、ねたきり老人、認知症老人は、それぞれ認定が必要になります。また、高齢者夫婦世帯とは夫婦ともに75歳以上の世帯となります。詳しくは、生きがい課(☎38-5811)までお問い合わせください。

4月1日から 下水道が使用できる区域 が広がります

4月1日から中央町、大地新町の一部の区域で下水道が使用できるようになります。区域内の人は、下水道への接続工事（排水設備工事）をしてください。

浄化槽をお使いの場合は、速やかに公共下水道への接続工事を行えばなりません。

くみ取り便所をお使いの場合は、3年以内に水洗便所に改造し、公共下水道への接



岩倉市下水道排水設備指定工事店一覧

(平成17年3月1日現在)

指定工事店名	住 所	電話番号
(有)新井工業	新柳町2-56	37-0353、38-0204
(株)イチテック岩倉支店	西市町西市26メゾンサクライ102号	37-3441
伊藤水道工業(株)岩倉支店	中本町古市場53-3	37-1345
井戸惣工業(株)	江南市東野町郷前西11	56-2472
(有)今井工業所	一宮市桜1-17-10	0586-72-7712
(有)内田水道設備工事店	小牧市若草町10	0568-75-0848
(株)江口組	中本町西出口1	66-5108
(株)エスケーシー	豊田市吉原町鶴喰68	0565-54-1746
(株)大崎工務店岩倉支店	中央町3-15	37-4834
(有)岡田工業	海部郡蟹江町学戸4-6	0567-95-8683
(株)小川工業	江南市高屋町大門99-2	55-9041
協立設備工業(株)	名古屋千種区高見1-18-9	052-751-2004
栗本土木(株)	八剣町1721-1	66-3333
(株)光栄設備	大府市共西町7-360	0562-48-3344
後藤設備	一宮市泉1-2-7	0586-72-8561
(有)小森管工	神野町川添16-2	37-5823
サカイ技研(株)一宮工場	一宮市丹陽町九日市場字中田161	0586-81-5650
桜井工業(株)	西市町西野々20	37-2205
(株)佐藤水工社	小牧市小水5-436	0568-73-4191
(有)佐藤設備	西春日井郡師勝町大字六ツ師字松葉115	0568-22-5726
(株)ジェーケー・サービス	江南市古知野町熱田20	54-0500
昭和土建(株)岩倉支店	大地新町1-84	37-6625
(有)関戸建設	西市町新田19	66-2191
関戸工業(株)	西市町榎東10-2	66-6336
(株)大栄企業	中本町南白山1-15	66-3321
(有)大永設備	西春日井郡西春日町大字西之保字青野24	0568-22-8219
大興建設(株)岩倉支店	新柳町1-27	66-0792
(有)タイワ設備	名古屋西区五才美町195-2	052-504-6180
竹内建築(株)	東町長山18-1	66-2118
(株)タテビシ	本町宮東28-2	37-2734
中日土木(株)岩倉支店	八剣町66-1	66-7758
中部オーケー商事(株)	名古屋名東区植園町1-41植園101号	052-701-9744
(有)富田設備	名古屋守山区新守西2003	052-791-4676
(株)永井組岩倉支店	曾野町中街道617-1	66-6400
永井建設工業(株)岩倉支店	北島町1348	66-7840
(有)永田設備工業	一宮市今伊勢町宮後字東茶原42-5	0586-46-2888
(株)丹羽組	神野町縄境7	37-7000
(株)丹羽工務店	大市場町郷廻234	66-0550
(株)長谷川組	稲荷町羽根12-6	66-5229
(有)八信建設	八剣町樋口17-1	37-3962
ハヤカワ工業(株)	一宮市桜2-2-10	0586-71-4475
(有)日野設備	一宮市緑3-6-1	0586-24-2451
船橋設備(株)	一宮市下沼町2-21-3	0586-71-3002
(株)間瀬設備工業	旭町2-39-2	37-5767
(株)松本工務店	大市場町順喜27-1	66-1168
(株)三学エンジニア	名古屋名東区一社3-97-1	052-782-2260
御幸建設(株)岩倉支店	本町上郷前19-3	66-7013
明生工業	一宮市大字春明字山前70-16	0586-76-2935
(株)ヤジマ	江南市宮後町砂場東273	54-0227
(有)山本建設	野寄町74	37-3666
(有)ユタカ設備	下本町西沼70-2	66-1860
(株)吉田冷暖房工業所	名古屋北区六が池町566	052-901-4476
(株)渡邊組岩倉支店	石仏町たり45	66-6462

続工事をしなければなりません。

また、すでに下水道が使用できる区域内の人で、下水道への接続工事をしていない場合は、速やかに工事を行ってください。

● 受益者負担金

下水道整備区域内に土地を所有している人は、負担金が賦課されます。

ただし、その土地が、地上権、質権、使用貸借または、賃貸借による権利がある場合は、その権利者が対象となります。対象地域の皆さんへ下水道受益者申告書を送付

しますので、ご協力をお願いいたします。

● 工事は指定工事店で

排水設備工事やトイレの水洗化工事は、市が指定した工事店で行わなければ施工できません。表の「指定工事店」から選んで工事を依頼してください。

● 排水設備工事費の融資をあつせん

下水道の排水設備の設置には、次の改造資金の融資あつせん（無利子）を行っていますので、ご希望の人は指定工事店を通してお申し込みください。

ただし、下水道が使用できるようになつてから3年以内に行う工事が対象となります。

★くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事：60万円以内（便槽が1か所増すごとに30万円以内を加算）

★浄化槽を廃止する工事：30万円以内（浄化槽が1か所増すごとに、15万円以内を加算）

● 問合先 下水道課計画管理係（☎3815815）まで。

平成17年度の所得段階別介護保険料

第1号被保険者保険料基準額(月額)	2,916円
-------------------	--------

所得段階	対 象 者	保険料年額
第1段階	・ 老齢福祉年金受給者でその属する世帯全員が市民税非課税の人 ・ 生活保護を受給している人	17,400円
第2段階	・ 世帯全員が市民税非課税の人	26,200円
第3段階	・ 本人が市民税非課税の人	34,900円
第4段階	・ 本人に市民税が課税されていて、合計所得が200万円未満の人	43,700円
第5段階	・ 本人に市民税が課税されていて、合計所得が200万円以上の人	52,400円

介護保険の第1号被保険者である65歳以上の人の平成17年度の保険料額についてお知らせします(保険料額は、表のとおりです)。

平成17年度
第1号被保険者の介護保険料をお知らせします

年金から保険料が引かれる特別徴収の人には「仮徴収額特別徴収のお知らせ」を、また、銀行などの金融機関の窓口や口座振替で納めていただく普通徴収の人には「納入通知書(仮徴収額通知書)」を4月上旬に送らせていただきます。

特別徴収の保険料月額

(単位:円)

所得段階	仮徴収額	4月	6月	8月	本徴収額	10月	12月	2月	計
第1段階	7,800	2,600	2,600	2,600	9,600	3,200	3,200	3,200	17,400
第2段階	11,700	3,900	3,900	3,900	14,500	4,900	4,800	4,800	26,200
第3段階	15,600	5,200	5,200	5,200	19,300	6,500	6,400	6,400	34,900
第4段階	19,500	6,500	6,500	6,500	24,200	8,200	8,000	8,000	43,700
第5段階	23,700	7,900	7,900	7,900	28,700	9,700	9,500	9,500	52,400

※特別徴収は4・6・8月を仮徴収期間とし、前年度の2月に差し引かれた保険料額と同額を差し引くこととされています(介護保険法第140条)。したがって、上の月別の保険料額は一般的なパターンを説明したもので、実際にはさまざまなパターンがあります。

普通徴収の保険料月額

(単位:円)

所得段階	仮徴収額	4月	5月	6月	7月	本徴収額	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
第1段階	5,800	1,600	1,400	1,400	1,400	11,600	1,800	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	17,400
第2段階	8,700	2,400	2,100	2,100	2,100	17,500	2,800	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	26,200
第3段階	11,600	2,900	2,900	2,900	2,900	23,300	3,000	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	34,900
第4段階	14,500	3,700	3,600	3,600	3,600	29,200	4,000	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	43,700
第5段階	17,400	4,500	4,300	4,300	4,300	35,000	4,900	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	52,400

※普通徴収も年度途中に資格取得した場合や所得段階の変更などがあつたときは上記のとおりにはなりません。

※普通徴収の仮徴収額の算出方法

- ①前年度の保険料額を12(納期の数)で割り、円未満を切り捨てる。
 - ②①で算出された金額に4(仮徴収期間の納期数)をかけて、100円未満を切り捨てた額が仮徴収額となる。
 - ③②で算出された金額を4で割って、100円未満を切り捨てた額を5~7月の各月の徴収額とする。
 - ④②で算出された金額から5~7月の保険料額の合計を引き、4月の徴収額とする。
- ※本徴収額は特別徴収・普通徴収とも、年間の保険料額から仮徴収額を差し引き、納期数で割った金額です(100円未満の端数は最初の納期に徴収)。

がん予防のための栄養教室を開催します

わが国では、死因の3割ががんによるもので、およそ3人に1人ががんで死亡している現状です。がんの一次予防のポイントは正しい食習慣と禁煙です。特に日常の食生活とがんは密接な関係があります。毎日の食生活をはじめとする生活習慣を見直し、がん予防に取り組んでみませんか。

- と き 4月22日(金) 午前9時30分~正午
- と ころ 保健センター2階栄養指導室
- 内 容 話「がんを予防するための食生活」・調理実習
- 対 象 がん予防に関心のある人(男女は問いません)
- 定 員 25人(先着順)
- 持ち物 エプロン
- 申込方法 4月4日(月)から保健センターで受け付けます(電話可)。
- 問合先 保健センター(☎37-3511)まで。

なお、保険料額を算定する基礎となる平成16年中の所得金額などが確定していないため、ご案内する保険料額は仮徴収(4月から7月まで)の分となっています。前年度所得金額の確定後、本徴収額および月別の納付額については、8月上旬にお知らせします。

●問合先 生きがい課介護保険係(☎3815811)まで。

狂犬病予防注射を受けましょう

狂犬病とは？

狂犬病は、神経が侵される病気で、人はもちろん猫、キツネ、牛、馬などの温血動物すべてに感染する不治の病です。

日本では昭和32年以来、狂犬病の発生を見ていませんが、外国では、毎年1万頭から2万頭の狂犬病が発生しています。海外との交流が容易になった昨今、日本が狂犬病のウイルスで汚染される危険性は十分考えられます。

狂犬病には有効な治療法がないため感染しないように免疫をつけることが大切です。日本では「狂犬病予防法」により飼犬に狂犬病予防注射をすることが義務付けられています。生後90日を過ぎたら必ず犬の登録と狂犬病予防注射をしてください。狂犬病予防注射は、その後も毎年1回必ず受けてください。

狂犬病予防集合注射を行います

岩倉市では、表のとおり狂犬病予防集合注射を行います。日時を確認のうえ、最寄りの会場でお受けください。

すでに登録を済ませている飼養者には、「狂犬病予防注射のお知らせ」はがきが送

狂犬病予防注射日程表

と き	と ころ	時 間
4月11日(月)	八剣会館	午後1:00~1:40
	石仏会館	午後2:00~2:40
	大矢公園(栄町)	午後3:00~3:30
4月12日(火)	北島町公会堂	午後1:00~1:40
	野寄町公会堂	午後2:00~2:40
	西市町新しいづみ公園	午後3:00~3:30
4月13日(水)	下本町神明生田神社	午後1:00~1:40
	稲荷町稲荷社	午後2:00~2:40
	曾野町公会堂	午後3:00~3:30
4月14日(木)	東町会館	午後1:00~1:40
	大上市場会館	午後2:00~2:40
	川井町白山社	午後3:00~3:30
4月15日(金)	大地町坂折社	午後1:00~1:40
	大山寺町生田明神社	午後2:00~2:40
	大市場町公会堂	午後3:00~3:30
4月27日(水)	八剣会館	午後1:00~1:40
	稲荷町稲荷社	午後2:00~2:40
	下本町神明生田神社	午後3:00~3:30

付されますので注射会場に必ず持参してください。記載内容に誤記、変更等がありましたら、その内容を訂正のうえ持参してください。問診票は飼養者が必ず記入してください。

注射料金は1頭3千300円です(内訳:注射料金2千750円、注射済票交付料550円)。登録されていない犬は別途登録手数料3千円が必要です。おつりの要らないようお願いします。

事故防止のため、会場へは飼犬を制御できる人がお連れください。

犬のふんは飼養者が責任を持って始末してください。

★個別に動物病院で狂犬病予防注射を受け

られた場合は注射済票の交付が受けられないことがあります。その場合は、獣医師発行の「狂犬病予防注射済証明書」をお持ちになり環境保全課へお越しください(注射済票交付料550円が必要です)。また、病気や高齢などの理由で予防注射が受けられないときは、獣医師発行の「狂犬病予防注射猶予証明書」を環境保全課へご提出ください。

★登録後、犬が死亡したり、犬の所在地や飼養者などが変わっていたりする場合は、手続きが必要ですので、環境保全課にご連絡ください。

● 問合先 環境保全課環境啓発係 ☎38-5808 まで。

20歳代の国民年金保険料が猶予されます

これまで、所得が一定額以上の世帯主(親など)と同居しているために、国民年金保険料の免除の対象とならなかった20歳代の人について、若年者納付猶予制度が4月から始まります。

本人(配偶者を含む)の所得が一定額以下の場合、申請により保険料が猶予されます。

もし、障害や死亡といった不慮の事態が生じたとき、その月の前々月以前の1年間に保険料滞納があると障害基礎年金や遺族年金が受け取れない場合がありますが、この制度の承認を受けている期間は、滞納の扱いとはなりませんので万一の時にも安心です。

また、満額の老齢基礎年金を受け取るために、その後10年間のうちに保険料を納付することができず。ただし、2年以上経過した後の保険料には一定の加算がつきま

すのでご了承ください。

● 対象者 20歳代の国民年金第1号被保険者(30歳到達月の前月まで申請可能)
● 承認期間 7月~翌年6月(初年度は、平成17年4月~平成18年6月)

～数字から 明日の日本を 夢デザイン～

平成17年国勢調査の調査員を募集します



5年に1度行われる国勢調査が、平成17年10月1日に全国一斉に実施されます。

調査は、9月下旬に国勢調査員が各世帯を訪問して調査票を配布し、世帯で調査票に記入していただいた後、10月上旬までの間に調査員が集めるという方法になります。

●**募集人数** 250人(定員になりしだい締め切ります)

●**応募資格** 次のすべての要件を満たす人

- ①年齢が20歳以上の人
- ②税務および警察などの事務に直接関係がない人
- ③公職の候補者の選挙活動に直接関係がない人
- ④健康で調査を円滑に実施できる人

●**調査員の仕事**

- ①調査員事務説明会(8月下旬)への出席
- ②担当調査区の確認

- ③調査票の配布と回収(9月下旬～10月上旬)

※調査世帯の生活スタイルに合わせ、夜間に訪問することもあります。

- ④調査票の点検と提出など

●**調査員の身分** 非常勤の国家公務員として総務大臣から任命(8月下旬～10月中旬)されます(実際の調査等に從事していただく期間は3週間程度です)。

●**調査員の報酬** (国の基準によります) 1調査区当たり約4万円程度(調査件数により増減があります)

●**応募方法** はがきに住所・氏名・生年月日・年齢・職業・電話番号・調査時の移動手段(自動車・バイク・自転車・徒歩)を記入のうえ、4月28日(木)(消印有効)までに、企画課「国勢調査調査員募集」係(〒482-8686住所不要)へ郵送するか、企画課で配布する所定の用紙に記入のうえ提出してください(電話申し込み不可)。

●**その他** 担当していただく調査区数は1調査区または、2調査区です。

※1調査区の世帯数は約60世帯です。

●**問合先** 企画課企画係(☎38-5802)まで。



平成17年10月1日(土)

9月下旬から調査員がおうかがいたします。

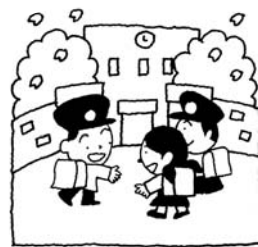
※承認されれば期間の始期までさかのぼります。ただし、失業や災害などの理由によるときは、その事由が発生した前月から承

●**申請・問合先** 市民窓口課市民窓口係年金担当(☎38-5807)まで。

ご入学おめでとうございます

— 小学校新入学児の保護者の皆様へ —

お子さまのご入学おめでとうございます。いよいよ義務教育9か年の第一歩が始まります。学校では、日常の学校生活や体験的な活動や学校行事を通して、子ども同士が刺激し合い、高め合いながら、担任のきめ細く温かい指導のなかで、満足感や成就感を味わわせ、子どもの健全な成長を願い指導しています。お子さまにとっては、入学後しばらくは緊張が続くことと思われます。保護者の皆様には、お子さまを励ましていただくとともに、長い目で見守ってくださることをお願いいたします。



家庭生活で身に付けてほしいこと

— できたことをほめながら育てましょう —

- ①基本的な生活習慣を身に付ける
 - ・あいさつや返事がきちんとできる
 - ・規則正しい生活ができる(早寝早起き)
 - ・衣服の着替えがきちんとできる など
- ②友達と仲良くできる
 - ・外で子ども同士で元気に遊ぶ
 - ・人をたたいたり、けったりしない
- ③お手伝いをする
 - ・自分でできることは、自分で行う
 - ・家族の一員として役割を持たせる

※教育に関する相談を、毎週火曜日の午後1時から4時まで「くすのきの家」2階の適応指導教室「おおくす」(☎38-0300)で行っています。

「ことばの教室」開設のお知らせ

吃音(発音が不自由)や構音障害(発音が不明瞭)などのお子さまの言葉の障害で悩んでいませんか。

平成15年度より岩倉市内の小学校に「ことばの教室」を開設しています。指導者が各学校を巡回して個別に正しい発声の指導・訓練を行います。

●**申込方法** 各小学校に申し込んでください。

●**問合先** 学校教育課庶務係(☎38-5818)まで。

第9回 いわくら五条川マラソン 結果



3月6日（日）に行われた第9回いわくら五条川マラソンの結果をお知らせします。

当日は、天候にも恵まれ青空の下、ゲストランナーの松尾和美^{まつ おかずみ}さんを始め、福井県、滋賀県などから来た県外の参加者を含め2,383人の皆さんが、早春の五条川などを駆け抜け、気持ち良い汗を流しました。

10*男子40歳未満

順位	記録	氏名	所属（住所）
1	32分00秒	清水 博也	弥富高校（江南市）
2	32分16秒	掛布 晃	愛知産業大学工業高校（江南市）
3	32分17秒	杉山 純一	明治チューインガム（西枇杷島町）
4	33分55秒	木崎 佳	春日台クラブ（名古屋市）
5	34分41秒	服部 智行	名古屋役所（小牧市）

10*男子40歳以上

順位	記録	氏名	所属（住所）
1	33分56秒	大宮 和男	名古屋役所（岩倉市）
2	34分29秒	山口 幸三	（犬山市）
3	34分57秒	横井 敬一	天白川走友会（弥富町）
4	35分19秒	木崎 和男	名古屋役所（名古屋市）
5	35分59秒	中島 誠	（岐阜県）



10*女子40歳未満

順位	記録	氏名	所属（住所）
1	36分52秒	丹羽 照美	三菱電機（名古屋市）
2	36分52秒	青戸 敦子	栄クリニック（名古屋市）
3	37分33秒	近藤 幸恵	中京女子大学附属高校（名古屋市）
4	41分37秒	井手 志保	（名古屋市）
5	41分45秒	近藤 幸恵	（名古屋市）

10*女子40歳以上

順位	記録	氏名	所属（住所）
1	39分13秒	永田 久子	名古屋学院クラブ（名古屋市）
2	40分32秒	川野 清子	菊里クラブ（春日井市）
3	40分36秒	渡辺たまき	（名古屋市）
4	41分51秒	伊藤真知子	美女軍団（名古屋市）
5	42分41秒	山田三枝子	稲沢走友会（稲沢市）



4*男子40歳未満

順位	記録	氏名	所属(住所)
1	13分00秒	池田 昌雄	内外カーボンインキ(名古屋市)
2	13分08秒	伊藤 優	名古屋市消防局(名古屋市)
3	13分19秒	水野 嘉久	名古屋鉄道(海部郡佐屋町)
4	13分26秒	石橋 孝征	弥富高校(江南市)
5	13分33秒	村瀬 悠	名古屋市消防局(名古屋市)

4*男子40歳以上

順位	記録	氏名	所属(住所)
1	14分07秒	山田 猛	(株)ハアーモニー(弥富町)
2	14分24秒	永井 恒	障害者日本一(静岡県)
3	14分42秒	九日 敏弘	三菱重工冷熱(西枇杷島町)
4	15分13秒	牧村 邦男	名古屋市役所走友会(名古屋市)
5	15分16秒	下西 雅典	三菱重工名航(岩倉市)

4*男子中学生

順位	記録	氏名	所属(住所)
1	14分13秒	大島 有平	東中(滋賀県)
2	14分20秒	田中 賢人	小牧西中(小牧市)
3	14分33秒	荻野 史大	古知野中(江南市)
4	14分39秒	村川 知也	岩倉中(岩倉市)
5	15分00秒	林 寛之	古知野中(江南市)

4*女子中学生

順位	記録	氏名	所属(住所)
1	15分50秒	石丸 泉稀	古知野中(江南市)
2	15分56秒	石原 芽	北部中(江南市)
3	16分08秒	西川智恵美	不破中(岐阜県)
4	16分33秒	掛布 里美	古知野中(江南市)
5	16分34秒	鈴木 里菜	古知野中(江南市)



4*女子40歳未満

順位	記録	氏名	所属(住所)
1	14分12秒	村瀬 直	中京女子大学附属高校(尾張旭市)
2	14分33秒	伊藤由季子	"(名古屋市)
3	15分01秒	和田真利那	"(岡崎市)
4	15分41秒	立石 真弓	"(江南市)
5	16分02秒	池田 真奈	"(豊田市)

4*女子40歳以上

順位	記録	氏名	所属(住所)
1	17分10秒	林 八重	大北歯科RC(名古屋市)
2	17分23秒	杵本 国子	(岩倉市)
3	17分30秒	小澤 清子	米米RT(小牧市)
4	17分32秒	柴田 敏子	(三重県)
5	17分57秒	竹村 文子	さざん走遊会(稲沢市)

健康講座

歯周病の隠れた危険因子

歯周病 それは歯と歯肉の境目に付いた歯こう（ブラーク）の中の細菌によって歯肉が炎症を起こし、歯を支えている骨が破壊されていく病気で、以前は歯槽膿漏と呼ばれていました。この歯周病を予防するには、歯こうを歯ブラシや歯間ブラシを使って機械的に取り除くブラークコントロールが最も有効であることは、皆さんよくご存知の通りです。ところが、近年このブラーク以外に重大なリスクファクター（危険因子）があることが徐々に明らかになってきました。それはタバコです。

タバコはなぜ悪い？

一般にタバコを吸う人は、吸わない人に比べ3倍（ヘビースモーカーで5〜6倍）も、歯周病にかかりやすく、また2倍も多く歯を失っているという報告があります。また喫煙本数と比例して歯周病が重症化することも分かっています。ではどうしてタバコが歯周病を悪化させてしまうのでしょうか？

●ニコチンによる血流阻害 ニコチンの血管収縮作用で、歯肉の血流を悪く

タバコと歯周病

それでもタバコを吸いますか？

尾北歯科医師会広報部

します。そのため、歯肉に酸素や栄養が行き渡らず、抵抗力が弱まり、歯周病を進行させます。

また、歯と歯肉の境目にある溝の中の酸素が不足し、酸素が大嫌いな歯周病菌にとって繁殖しやすい環境を作ってしまう。侵入してきた細菌と戦うべき免疫細胞たちは、タバコのニコチンにより血管が収縮され血流が失われたため、その防御すべき場所に到達できません。

●一酸化炭素による酸素供給阻害

タバコによって発生する一酸化炭素によって、歯肉に酸素や栄養が行き渡らず、抵抗力が弱まり、歯周病を進行させます。

●ニコチンや一酸化炭素による歯肉の硬化

ニコチンや一酸化炭素によって、歯肉が繊維化し硬くゴツゴツしてくるために、歯周病が進行していても表面に炎症が現れず出血などの症状を、見逃してしまいがちになります。

●白血球の活動を抑制

白血球は歯周病菌と戦い、退治する役目を持っているのですが、タバコは白血球の機能を低下させる作用があります。その結果、歯周病菌に対する歯肉の防御機能が低下して、歯周病が悪化しやすくなります。

逆にニコチンが歯槽骨を吸収する破

骨細胞自身を活性化させ、より多くの骨を失わせるよう働いていることが解ってきています。

●新しい組織を作る細胞の増殖を抑制
タバコは歯周病の回復に必要な歯肉を修復する繊維芽細胞の増殖を妨げる働きがあります。

●唾液の減少
唾液はタバコに含まれる有害物質を中和したり、歯周病菌の増殖を抑える働きがあります。タバコによって唾液が減少すると歯周病が悪化しやすくなります。

●免疫力の低下
タバコの中の有害物質により免疫力は衰え、炎症症状がないまま歯周病が進行していくために、気付いた時には重度の歯周病になっていることが多くあります。また、免疫力の低下により、治療しても症状が改善しにくくなります。

歯周病によりその周囲の骨を失えば、歯は置き去りにされ、やがて抜け落ちてしまいます。歯周病の怖さはここにあり、喫煙者に歯を失う人が多いのもこのためなのです。

タバコがガン・心臓病など全身疾病に関連するということは広く知られています。それにも関わらず、日本では未成年や若い女性の喫煙者が増加しており、先進国の中でも喫煙率が非常に高い水準にあるのが現状です。



No.13

バドミントンで心と体を鍛える

岩倉バドミントンスポーツ少年団

岩倉バドミントンスポーツ少年団は、10人のメンバーが五条川小学校の体育館で毎週日曜日の午後1時30分から2時間の練習をしています。メンバーはすべて女の子で、元気に楽しく練習しています。

皆さんはバドミントンというスポーツをご存知でしょうか？ おそらく公園でミニルの羽根をラケットで打ち合うレクリエーション的なものを想像されるのではないのでしょうか。しかし、実際は、水鳥の羽根を使い、いくつもの打ち方を使い分けながら、コート内を動き回る運動量の多いスポーツなのです。バドミントンの試合は、1人で行うシングルスと2人がペアを組んで行うダブルスがあります。

本少年団は、普段の練習とは別に、他の少年団のメンバーとの公式試合を夏にダブルスで、秋にシングルスで行っています。それぞれの試合を通して、勝つことの喜びや楽しみを知り、負け

国際交流は いま

岩倉市国際交流協会

「共に今を生きています」

これは、平成14年3月、岩倉市国際交流協会が発行した10周年記念誌のタイトルです。

平成4年の春、国際交流協会は発足しました。当時は全国的に外国人就労者の数が急増し、岩倉市でも日系ブラジル人を始め、外国籍の住民が一気に増えていました。多くの自治体で行政主導の国際交流協会が設立されましたが、岩倉市では市民による民間の団体として発足し、会員の会費を主財源とした活動が始まりました。会員の皆さんのご協力と、関係者皆様のご理解により、今までさまざまな事業を行ってきました。協会独自の事業だけでなく、最近では「中

学生海外派遣事業」の企画と実施などのように市から事業を委託されるなど、その実績が認められつつあります。国際交流協会がこのた

表彰状
地域・経済・文化
国際化部門
岩倉市国際交流協会
貴団体は地域の国際化推進に
尽力され極めて優れた成果を
あげられました
よきことを表彰します
平成25年4月5日
岩倉市長 麻生太郎



「共に生きる」を目指して

総務大臣表彰受賞

び、栄えある平成16年度総務大臣表彰を受けました。

「地域の個性豊かな発想を活かし、魅力あふれるさまざまな取り組みを積極的に展開し、地域づくりに顕著な功績のあった自治体もしくは団体」として、国際化部門での受賞となったのです。

会員からの会費を中心に、さまざまな事業を展開し、在住の外国人への情報発信や、交流の場の提供としてのホームステイ受け入れ事業、日本語教室や相談窓口の開設など、草の根交流をベースに「誰もが同じ人間」とするスタンスでの取り組みや、子どもから大人までが一緒に参加するフィリピン・ピナトゥボ地域へのホームス

テイ事業が十数年にわたって継続され、ユニークな交流が展開されていることが大きく評価されたのです。この



ピナトゥボ地域への訪問「人に会う旅」は「真心の深さに感動する」と特に高く評価されました。今年も3月の末に13回目の訪問団を送ります。

「国際交流」から「国際協力」そして「多文化共生」へと社会の実態と時代の要求は表現を変えていきます。でも、そこを貫くのは、やはり「共に生きる」ことであり、「困ったときはお互い様」の精神です。

地味に生きる草の根も時には陽の目を見ることで、また強く根を張れるはず。このたびの受賞を機に、国際交流協会はまた再スタートのつもりでゆっくりと、でも着実な歩を進めていくつもりです。今後とも皆様のご支援を心から願っています。

ることの悔しさが次への目標となって向上心が育つことを期待しています。また、シングルスでは、自分1人の力が頼りとなるため、自己を鍛える力が、ダブルスでは2人が協力し合うため、協調性が育つことを期待しています。

本少年団のメンバーは、バドミントンというスポーツを通じて一からいろいろなことを学んでいます。そして、コーチ一同も子どもたちの心と体の成長と、仲間の輪を広げる手助けとなることを願っています。

遊びで経験されている人も多く、親しみやすいバドミントンというスポーツに皆さんも参加してみませんか。コーチ、メンバー共々お待ちしております。

●連絡先

中山 38-0252まで



暮らしのガイド

問合先・岩倉市役所 0587-66-1111 (代表)
ふれ愛コールいわくら 0587-38-1717
市民の声FAX 0587-38-2471
E-mail koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp

手続き



●国民健康保険税納付書 送付

平成17年度国民健康保険税(納期は年12期)の第1期から第4期分までの納付書を4月15日(金)に送付します。

今回送付します納付書の保険税額は、税額を算定する基礎となる前年所得金額が確定していないため、第1期から第4期分までの合計は前年度保険税額の12分の4に相当する額となっています。

第5期以降の保険税については前年所得金額などにより算定した年税額から第1期から第4期分を差し引いた額を、各納期に納付していただきます。

保険税は、国や市からの補助金とともに国民健康保険を支える重要な財源です。皆さんが病気やケガをされたときの医療費を始め出産育児一時金、葬祭費などに使われます。

保険税の納期内納付にご理解とご協力をお願いします。

なお、保険税の納付については、便利な口座振替制度があります。

※第5期分(8月31日納期限)から、コンビニエンスストアで保険税を納付できるようになります。詳しくは8月1日号の広報でお知らせします。

▼問合先 市民窓口課保険医療係(0587-5807)

●特別障害給付金制度

国民年金に任意加入をしていなかったために障害基礎年金等を受けられない障害者を対象として、特別障害給付金制度が4月から始まります。

▼対象者 国民年金に任意加入をしていなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害に該当する人。

なお、国民年金への加入が任意だったのは、平成3年3月以前の学生と昭和61年3月以前の厚生年金・共済組合などの加入者の配偶者です。

▼支給額 1級：月額5万円、2級：月額4万円

※所得がある人や老齢基礎年金などを受給している人は、支給が制限される場合があります。

▼請求方法 4月1日(金)から請求を市民窓口課で受け付けます。

▼申請に必要なもの 請求者と配偶者の年金手帳または、基礎年金番号通知書、請求書(社会保険庁指定様式)、診断書(社会保険庁指定様式)など

※指定様式は、市役所にあります。申請前にお越しください。

▼支給開始 給付金は請求した月の翌月分から支給されます。

請求が遅れた場合、さかのぼって支給されませんので、5月分から受け取るためには4月中に請求をしてください。障害認定に必要な添付書類がすべてそろわない場合でも、まず4月中に請求書を提出してください。

障害認定には、過去の状況を確認する必要がありますが、非常に時間がかかる場合があります。支給の決定まで数か月必要となりますので、あらかじめご了承ください。

▼申請・問合先 市民窓口課市民窓口係年金担当(0587-5807)

●国民年金保険料の 口座振替割引制度

月々の口座振替に早割(当月保険料の当月末引き落とし)制度ができました。通常の口座振替は、当月保険料の翌月末引き落としで定額保険料(平成17年度は1万3千580円)ですが、

早割にすると40円が割引となります。

なお、保険料の半額免除の承認を受けている人の口座振替は、通常の口座振替のみとなります。

▼申込方法 金融機関(郵便局を含む)で行うか社会保険事務所から口座振替の申込用紙を取り寄せ郵送で提出してください。金融機関で申し込みをされる場合は、通帳と銀行印、年金手帳または、国民年金保険料納付案内書(納付書)を持参して手続きしてください。

早割制度の利用開始については、申し込みの際に金融機関や社会保険事務所におたずねください。

▼問合先 一宮社会保険事務所(0586-45-1411、491-8503)一宮市新生4-7-13

●国民年金第3号被保険者の特例

第3号被保険者(厚生年金保険などに加入する人の被扶養配偶者)の届出の特例が始まります。

これまで第3号被保険者の届出が遅れたときには、2年前までさかのぼって第3号被保険者の期間になりましたが、それ以前の期間は「保険料未納の取り

★お詫びと訂正★

広報いわくら3月15日号と同時に配布しました「いわくらMAP&GUIDE」の地図のスケールに誤りがありました。謹んでお詫びいたします。(正しいスケール)

0 500 1000m

一宮 社会保険事務所



扱い」となっていました。平成17年4月からは、特例の届出をしていただくことにより、2年以上前の期間も第3号被保険者期間として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになります。

なお、3月までに第3号の届出があり、「保険料未納の取り扱い」となっていると社会保険庁が把握している期間については、あらためて特例の届出をする必要はありません。該当する人についてはすでに特例の届出が行われているとみなして、自動的に保険料納付済の期間への変更が行われ、社会保険庁から4月下旬にお知らせが送付される。

また、該当する人で年金受給中の人は年金額が増額となる場合がありますが、この年金額の改定についても、社会保険庁で行うため届出の必要はありません。

▼持ち物
ご夫婦の年金手帳、本人の課税証明書（該当する年度のもので発行可能なもの）、戸籍謄本などが必要です。
詳しくはお問い合わせください。

▼申請・問合せ 一宮社会保険事務所 ☎0586-451411 ☎491-8503 一宮市新生4-7-13

市民スペースの利用を募集します

市役所には、市民の皆さんに利用していただけるミニステージとギャラリーがあります。休日のひととき、サークルや仲間同士でコンサートを開いてみてはいかがでしょうか。皆さんのご利用をお待ちしています。

ミニステージ

1階東玄関付近に位置する光あふれるステージです。少人数のアンサンブルなどに向いています。また、ピアノ、マイクなどの装備も備えています。

▶利用時間 土・日曜日

★午後の部…午後1時～5時

★夜間の部…午後5時～9時

ただし、第2日曜日、祝日および年末年始は休みです。

▶ジャンル 自由（ただし、カラオケは除きます）

▶舞台面積 約6㎡×3・5㎡

▶設備 グランドピアノ、マイク（6本）、照明など（事前の利用申請が必要です）

市民ギャラリー

2階レストラン入口に面し、窓からは庭園も見渡せる明るいスペースです。展示ボードやピクチャーレールを完備しているため、絵画や書、写真などの作品展示に適しています。

▶利用期間 月～日曜日の7日間（搬入、搬出を含む）

※利用状況により2週間単位での貸し出しもできる場合があります。

※第2日曜日、祝日、年末および年始は休みです。また、第2日曜日が最終日となる場合、土曜日までの利用となります。

▶利用時間 午前8時30分～午後9時

▶ジャンル 市民の文化・芸術作品等の展示に限る。

▶展示面積 約22㎡×5㎡

▶設備 展示ボード（180㎝×90㎝）20枚、ピクチャーレールなど

【利用の申し込みについて】

利用を希望される人は、利用申請書を生涯学習課文化振興係まで提出してください。

▶申込受付

★4月受付開始…7～9月利用分

★7月受付開始…10～12月利用分

★10月受付開始…1～3月利用分

★1月受付開始…4～6月利用分

▶受付時間 月～金曜日午前9時～午後5時

▶受付場所 生涯学習課文化振興係

※申込受付月の初日（閉庁の場合、直後の開庁日）の午前9時現在で希望日時の重なる申請があった場合は抽選となります。

【利用にあたっての注意事項】

★ミニステージ・市民ギャラリーとも利用料は無料ですが、開催される行事は無料で一般市民に開放されるものに限ります。

★市民ギャラリーの使用の際、監視者が必要な場合は主催者側で用意してください。作品の破損、事故などについては責任を負いません。

★市民ギャラリーの利用期間には、作品の搬入・搬出を含みます。なお、休業日（第2日曜日、祝日および年末年始）の搬入・搬出はできません。

★ミニステージの利用時間にはセッティング、片付け、リハーサル等の時間を含みます。なお、会場整理などは主催者側でお願いします。

★ミニステージは練習用に使用することはできません。

★ミニステージ・市民ギャラリーとも、物品・チケットの販売・募金などの行為を行うことはできません。

★利用中の事故などについては責任を負いません。設備の破損等があった場合、実費を請求させていただく場合があります。

★申請の内容によってはご利用をお断りする場合があります。

▶問合せ 生涯学習課文化振興係 ☎38-5819

●平成17年度
固定資産税・都市計
画税納税通知書送付

固定資産税・都市計画税の納税通知書（納付書・課税明細書添付）を4月1日（金）に発送しますので、納期限までの納付にご協力ください。

なお、課税明細書は、平成16年度から納税通知書に添付しています。課税内容は、課税明細書により確認してください。

▼問合せ 税務課課税第2係
（☎38-5806）

●病児保育

保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、病児回復期で集団生活が困難な児童を一時預かります。

▼とき 平日：午前8時30分～午後5時、土曜日：午前8時30分～午後1時（日曜日、祝日、年末年始を除く）

▼ところ なかよしこどもクリニック（稲荷町高畑75）

▼対象 市内にお住まいの保育園・幼稚園児および小学校1～3年生

▼利用料 1日につき、3歳未満

満児は2千100円、3歳児は900円、4歳児以上800円

▼申込・問合せ 児童課児童係
（☎38-5810）

●樹木・樹林に報償金を交付

岩倉市では、市民の身近なみどりの保護、保全を図るため、社寺境内等の樹木または、樹林あるいは屋敷林など、民有地のみどりを「保護樹・保護樹林」として指定する制度を制定しています。

該当する樹木等の所有者（または、管理者）は、積極的に申請していただきますようお願いいたします。

▼平成16年度までの指定状況

★保護樹：93本

★保護樹林：9か所

▼指定基準

★保護樹：幹の周囲が1・5メートル以上または、高さが15メートル以上のもの

★保護樹林：樹林として存する土地の面積が500平方メートル以上のもの

▼報償金額

★保護樹：1か所1本年額5千円、2本以上は年額1万円

★保護樹林：1か所年額2万円

▼樹勢診断と治療費の助成

指定した樹木が損傷、あるいは

は病害虫等により衰えた場合は、市で派遣する樹木医によって樹勢診断を受けることができます（診断費用は市が負担します）。診断結果を踏まえ、所有者等と市が協議し、治療が必要であると認めるときは、治療に必要な経費の2分の1の額（限度額は30万円）を助成します。

▼申請期間 4月1日（金）～28日（木）

▼申請・問合せ 都市計画課計画係（☎38-5814）



●尾張の文化財めぐり

— 円空仏と近世建築 —

尾張北部に伝わる円空仏や近世の建物をめぐり、江戸時代の人々の思想や職人たちの優れた技術を感じてみませんか。

それぞれの見学場所について、専門家の解説が受けられます。

▼とき 5月22日（日）（雨天決行）

▼集合場所と時間

★小牧市市民会館：午前9時

★江南市民文化会館：午前9時30分

▼解散場所と予定時間

★小牧市市民会館：午後4時

★江南市民文化会館：午後4時30分

▼見学コース 円空展（江南市民文化会館）↓大縣神社（犬山市）↓大聖寺（岩倉市）↓内々神社（春日井市）↓岸田家（小牧市）

▼参加料 中学生以上：2千円、小学生：1千500円（バス代、屋食代、保険料含む）

▼対象 小学校4年生以上（小学生は保護者同伴）

▼定員 50人（応募多数の場合は抽選となります）

▼申込方法 4月22日（金）（必着）までに、往復はがきに住所・氏名・年齢・電話番号・希望する集合場所（氏名と年齢は参加者全員）を記入して、犬山市教育委員会文化財課（〒484-8501犬山市大字犬山字東畑36）へお送りください。

▼問合せ 犬山市文化財課（☎0568-61-1800）または、岩倉市生涯学習課生涯学習係（☎38-5819）

●親子フォーラム（親子治水見学会）

新川流域総合治水対策協議会では、総合治水を幅広く理解していただくため、親子フォーラム（親子治水見学会）を開催します。

▼とき 5月15日（日）午前9時集合、午後4時頃解散（小雨決行）

▼対象 小学生（4年生以上）とその保護者の2名1組

▼参加費 無料

▼主な見学予定地 いろいろな治水施設をバスでまわり見学します。

・新川治水緑地（庄内川洗堰）（名古屋北区・西区）

・五条川改修状況（清洲町・春日町）

・青木川放水路（地下放水路排水機場、調節池）（江南市・大口町）

・高根洞調節池（大規模開発に伴う防災調節池）（犬山市）

※天候等により見学地が変更になる場合があります。

▼集合場所 愛知県庁（本庁舎南玄関）

▼応募方法 官製はがきに保護者の①住所②氏名③子どもの名前④学年⑤電話番号⑥それぞれ男女の別を記載して、土木課（〒482-8686住所不問）までお申し込みください。

※電話番号は、当日の緊急連絡先把握のために必要です。

▼応募締切日 4月14日（木）必着

▼その他 流域19市町の中で抽選し、40組が参加できます。なお、結果は後日連絡します。

▼問合せ 土木課維持管理係（☎38-5813）

募集



「地域子ども教室」指導員

岩倉市では、毎週土曜日に小・中学校を活用して、子どもたちが安心して活動し、仲間づくりができるように「地域子ども教室」を実施しています。

地域子ども教室は、子どもたちの自主性を尊重しながら、スポーツや文化、学習活動などのさまざまな体験活動を、地域の大人の力を結集して支援する活動です。

子ども教室の指導員として協力していただける人を募集しています。子どもが好きな人であれば、特別な資格は必要ありませんので、遊びや学習の分野で指導員として登録しませんか。

▼指導日時 毎週土曜日午前9時～正午（ただし、夏休みなど長期休業期間は除きます）

▼指導場所 市内各小・中学校

▼指導内容 小学生：スポーツ、文化、学習活動などを指導、中学生：学習指導

趣味クラブのご案内

クラブ名	実施時間	実施場所	
		老人憩の家	南部老人憩の家
華道	10:00～12:00	第1・第3土曜日	第2・第4土曜日
カラオケ	10:00～12:00	第3・第4木曜日	第1・第2木曜日
健康体操	13:30～14:00	第1水曜日	第3水曜日
絵手紙	10:00～12:00	第2水曜日	
	13:00～14:30		第2・第4月曜日
囲碁	13:30～15:00	第2土曜日	第4土曜日

※その他、楽しいクラブがたくさんあります。詳しくは、老人憩の家までお問い合わせください。

趣味クラブ会員

老人憩の家

高齢者の生きがいと教養を高めるために、年間を通してクラブ活動を行っています。

▼対象 18歳から65歳までで健康な人

▼募集人数 若干名

▼謝礼 1時間1千円

▼申込方法 所定の履歴書に記入のうえ生涯学習課へ提出してください。

▼問合せ 生涯学習課生涯学習係（☎38-5819）

ソフトテニス大会参加者

岩倉市ソフトテニス協会では、第59回市民ソフトテニス大会を開催します。

▼とき 4月17日（日）午前10時～

（雨天予備日4月24日（日））

▼ところ 野寄テニスコート

▼種目 男女別

▼参加資格 市内在住・在学・在勤者（高校生以上対象）

▼参加費 1人500円

▼申込方法 当日、会場で受け付けます。

▼問合せ 岩倉市体育協会事務局（総合体育文化センター内 ☎66-2222）

ジュニア・リーダー

岩倉市子ども会連絡協議会および岩倉市子ども会連絡協議会

市内にお住まいの65歳以上の人ならどなたでも入会できます。随時募集をしていますので、お問い合わせでご入会ください。

▼申込・問合せ 老人憩の家（東町 ☎37-3834）、南部老人憩の家（大地町 ☎37-0497）

四市交歓体育大会参加者を募集します

江南・岩倉・小牧・犬山市の4市と4市教育委員会、4市体育協会が5月8日（日）に第50回四市交歓体育大会を犬山市で開催します。

この大会は、陸上競技を始め15種目にわたって行われますが、岩倉市では陸上競技の出場選手を募集します。

▶募集種目 表のとおり

▶募集期限 4月10日（日）

▶申込・問合せ スポーツ課（総合体育文化センター内 ☎66-2222）

部 門	種 目	定 員
男子の部	100m走	各2人
	400m走	
	1500m走	
	走高跳	
	走幅跳	3人
	砲丸投	
	5000m走	4人
女子の部	800mリレー	各2人
	100m走	
	走高跳	
	走幅跳	
	砲丸投	4人
	400mリレー	

び単位子ども会を中心とした地域の子どもたちに対してさまざまな活動を行っています。

私たちが一緒に活動してみませんか？ やる気のあるあなたの入会をお待ちしています。

▼目的 地域の子どもたちの健全育成を願い、活動を実施し、併せて会員相互の研修を重ね、人格を高めるとともに友情連帯を深めることです。

▼活動 岩倉市子ども会連絡協議会および単位子ども会の子どもに関する活動に参加、企画補助を行います。

※リーダーとして必要な基礎知識を得るため、おおむね月1回の練習を行います。研修会に参加して、資格が取れます。



▼対象 中学校1年生から大学生年齢相当までとします。男女は問いません。

▼申込 随時行っています。

▼問合せ 岩倉市子ども会連絡協議会事務局（第一児童館くすのきの家内 ☎38-1106）

岩倉市体育協会の会員を募集します

▶問合先 岩倉市体育協会事務局 (総合体育文化センター内 ☎66-2222)

名 称	会 場	と き	会 費	対 象	募集人数	指導者	申 込 先
ソフトテニス協会	野寄テニスコート	土・日曜日 午前9時～午後1時	入会金 2,000円 年 8,500円	高校生以上	多数	小池 幸夫	会場で受け付け 小池幸夫 37-1878
剣道連盟	市立武道館(北小学校内) 総合体育文化センター	月・金曜日 午後6時30分～9時30分 土曜日 午後6時30分～9時30分	年 5,000円	中学生以上	〃	松岡 良高 松下 明房	会場で受け付け
居合道	市立武道館(北小学校内)	水曜日 午後6時30分～9時30分 土曜日 午後5時30分～6時30分	月 1,500円	小学5年生以上	〃	〃	〃
射撃協会	多治見・関・岡崎射場	毎月1回	年 5,000円	20歳以上	〃	黒宮 彰	黒宮 彰 66-4510
柔道会	総合体育文化センター 南部中学校弘道館	火・木・土曜日 午後7時30分～9時30分 月・金曜日 午後7時30分～9時30分	入会金 1,000円 年 5,000円	高校生 一般	〃	小林 勝輝 鉄屋 征志	会場で受け付け 小林勝輝 66-6922
サッカー協会	石仏スポーツ広場	土・日曜日 午前9時～午後5時	年 10,000円	ジュニア 一般・シニア	〃	服部光知哲 中森 靖幸	服部光知哲 37-5453 中森 靖幸 37-3991
テニス協会	野寄テニスコート	土・日曜日 午前9時～午後5時	入会金 5,000円 月 800円	一般	〃	桜井 精一	会場で受け付け
水泳部	市営大池プール 近隣温水プール	随時	入会金 1,000円 年 2,000円	〃	〃	鈴木 新彦	鈴木新彦 66-6391
スキー協会	未 定	随時	入会金 1,000円 年 2,000円	〃	〃	河村 鎮行 長谷川雄一	堀 巖 37-7893
山岳会	総合体育文化センター	毎月2回 午後7時30分～9時	入会金 4,000円 年 6,000円	〃	〃	栗木 洋明	栗木洋明 37-0905
ゴルフ部会	国際ゴルフクラブ (小牧市)	水曜日 午後8時～	年 1,000円	〃	〃	福山 修	会場で受け付け 福山 修 38-6293

卓球協会

名 称	会 場	と き	会 費	対 象	募集人数	指導者	申 込 先
北小卓球	市立体育館 (北小学校内)	土曜日 午後7時～9時30分	年 5,000円 年 4,000円	一般 高校生	多数	曾我 金作	会場で受け付け
東小卓球	東小学校体育館	日曜日 午前9時～正午	年 5,000円 年 4,000円	一般 小・中・高校生	〃	八尾 弘	〃
五条川小卓球	五条川小学校体育館	金曜日 午後7時30分～9時30分	年 5,000円 年 4,000円	一般 高校生	〃	松井啓次郎	〃
南中卓球	南部中学校体育館	水曜日 午後7時30分～9時30分	〃	〃	〃	山本 義広	〃
ママさん卓球	総合体育文化センター	水・木曜日 午前9時～正午	入会金 1,000円 年 7,000円	婦人	20人	中州 慶子	〃
卓球	総合体育文化センター	木曜日 午後7時30分～9時30分	年 5,000円 年 4,000円	一般 高校生	多数	久村 幸則	〃

空手道連盟

名 称	会 場	と き	会 費	対 象	募集人数	指導者	申 込 先
北空手道	総合体育文化センター	水・金曜日 午後7時30分～9時30分	入会金 2,000円 月 1,000円	高校生以上	多数	太田 勝己 田中 伸行	会場で受け付け
五条川空手道	五条川小学校体育館	月・木曜日 午後7時～9時	〃	〃	〃	船橋 茂樹 丹羽 金昇	〃
東新町空手	岩倉団地集会所 岩倉東小学校体育館	月・木曜日 午後7時～9時 金曜日 午後7時～9時	月 3,500円	〃	〃	村松真理子 大石 武	〃

バレーボール協会

団 体 名	会 場	と き	会 費	対 象	申 込 先
岩倉北バレーボール	市立体育館 (北小学校内)	土曜日 午後2時30分～4時30分	月 500円	女子	会場で受け付け
岩倉南バレーボール	南小学校体育館	水曜日 午後7時30分～9時30分 土曜日 午後2時30分～4時30分	〃	〃	〃
岩倉東バレーボール	東小学校体育館	水曜日 午後7時30分～9時30分	〃	〃	〃
五条川バレーボール	五条川小学校体育館	土曜日 午後2時30分～4時30分	〃	〃	〃
曾野バレーボール	曾野小学校体育館	土曜日 午後7時30分～9時30分	月 600円	〃	〃
岩倉すみれバレーボール	総合体育文化センター	水曜日 午前9時30分～正午	月 1,000円	〃	〃
つくしバレーボール	南小学校体育館	土曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	〃	〃
バレーボール協会(女子)	市立体育館 (北小学校内)	第2金曜日 午後7時30分～9時30分	〃	〃	〃
男子バレーボール岩倉	市立体育館 (北小学校内)	土曜日 午後0時30分～2時30分	〃	高校生以上の男子	〃

バドミントン協会

団 体 名	会 場	と き	会 費	対 象	申 込 先
北小バドミントン	市立体育館 (北小学校内)	火曜日 午後7時30分～9時30分	月 700円	小学5年生以上	会場で受け付け
東小バドミントン	東小学校体育館	月曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	〃	〃
五条川小バドミントン	五条川小学校体育館	土曜日 午後7時30分～9時30分	〃	〃	〃
曾野小バドミントン	曾野小学校体育館	木曜日 午後7時30分～9時30分	〃	〃	〃
南中バドミントン	南部中学校体育館	土曜日 午後7時30分～9時30分	〃	〃	〃
総体バドミントン	総合体育文化センター	木曜日 午前9時～正午 土曜日 午後7時30分～9時30分	月 1,000円 月 700円	〃	〃

軟式野球・ソフトボール(男子・女子)に加盟を希望されるチームは、軟式野球(事務局) 大野正昭 ☎57-0205、ソフトボール(事務局) 小島保光 ☎37-0472までご連絡ください。

● 適応指導教室臨時職員およびメンタルフレンド

岩倉市では、学校生活への適応が困難で、不登校やその傾向にある岩倉市在住の小・中学校の児童生徒を対象に、適応指導教室で個に応じた種々の活動や学習を通して、規則正しい生活リズムを取り戻し、心の居場所を確保するとともに、再び学校へ戻る活力や社会に適応して生きる力を身につけさせることをめざし、適応指導教室指導員を中心に指導しています。

また、指導員の助言のもと、臨時職員で不登校やその傾向にある児童生徒を支援しています。

また、適応指導教室における指導の一環として、指導員の助言のもと、教員、心理士等をめざす大学生等をメンタルフレンドとして、小学校および中学校における不登校の児童生徒の家庭や学校等に派遣しています。

メンタルフレンドは、児童生徒の話し相手、遊び相手となることを通して、児童生徒の心の安定を図り、健全な育成をめざすことを目的とし活動をしています。

▼ 賞金等

★臨時職員：時給860円
★メンタルフレンド：1回（4時間）2千500円

▼募集期間 随時、受け付けます。

▼提出書類 学校教育課指定の履歴書と身体検査書

▼申込・問合先 学校教育課庶務係（☎38-5818）



● 不用品データバンク

「ご家庭で眠っている不用品の有効利用と、むだのない消費生活のために不用品データバンクをご活用ください。」

物品のやりとりは、当事者間で話し合ってください。

登録物品（3月15日現在）

▼あげます 子ども用自転車（女児用・16インチ）、電動介護ベツド、ソファ（3人掛け）、ストープ、ベッド（シングル）、自転車腰掛け（幼児用）、フラ

ンス人形（ガラスケース入り）

▼求めます 幼児用いす、洗濯機（全自動）、ベビーベッド、入学式用スーツ（男子・130

◆
▼問合先 商工農政課商工観光係（☎38-5812）

● ペイオフ解禁の範囲拡大

平成17年4月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます。具体的にどの預金が決済用預金に該当するか等の詳細は、金融機関にお問い合わせください。

「決済用預金」とは…

無利息、要求払い、決済サービスを提供できるという3要件を満たすものです。

▼預金保険制度加入金融機関

銀行（日本国内に本店があるもの）、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協働組合連合会、労働金庫連合会

※農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

▼問合先 東海財務局総務部財務広報（☎052-951-1778）および、各金融機関

ブックスタート

ブックスタートには、「地域に生まれたすべての赤ちゃんが心健やかに育つことを応援したい」「保護者が安心して子育てができる環境を作りたい」という願いが込められています。

岩倉市では、昨年4月から、毎月第3火曜日に保健センターで開催している8か月児育児教室で、図書館の読み聞かせボランティアを中心として、赤ちゃんに、絵本を見せながら、繰り返し読み聞かせなどを行っています。

今年4月からは、毎月第1土曜日午前10時30分から図書館お話コーナーでも実施します。

また、親子のコミュニケーションを促し、親子のふれあいの大切さを伝えるための、絵本の紹介も行っています。

ブックスタートを通して地域における子育て支援の充実のため、図書館や児童課、子育て支援センター、保健センターなどの連携を密にして、今後も実施していきます。

また、この活動を支援していただけるボランティアを募集しています。

▶ 申込・問合先 図書館（☎37-6804）

● 春の地域安全（防犯）運動

4月は、行楽などで外出する機会が多く、留守を狙った空き巣狙いや自動車や車内の荷物が盗まれる被害が多く発生します。

また、新入学児童・園児を対象とした連れ去りなど悲惨な事件が心配されます。これらの犯罪を未然に防止するため、春の地域安全（防犯）運動を実施します。

岩倉市内では、各地区ごとで

防犯パトロールを実施していただくことによって、犯罪件数を減らす効果が表れています。この機会に皆さんの防犯に対する意識をさらに高めましょう。

春の地域安全（防犯）運動

▼期間 4月1日（金）～10日（日）

▼運動の重点

★新入学児童・園児の事件・事故の防止

★空き巣被害の防止

★車両関係被害の防止

▼スローガン 守ろうよ わたしの好きな まちだから

▼問合先 江南警察署生活安全課（☎56-0110内線262）

ストップ・ザ交通事故

高めようモラル守るうルール

●春の交通安全県民運動

街中に新入学・新入園した子どもたちが元気に通学・通園しているのを見かける季節となりました。不慣れな環境の中での痛ましい交通事故の発生が心配されます。

また、春の日差しを求めて外出する機会が増え、開放感から飲酒・危険運転も心配されます。

それぞれの家庭で交通事故について話し合い、一人ひとりが交通安全意識を高め交通事故を防止しましょう。

春の交通安全県民運動

▼期間 4月6日(水)～15日(金)

▼運動の重点

- ★子どもや高齢者を交通事故から守ろう
- ★自転車や二輪車の安全利用を推進しよう
- ★シートベルト・チャイルドシートを正しく着用しよう
- ★イエローストップ運動(交差点で黄信号も止まる運動)を推進しよう



▼問合せ 行政課交通防犯係
(☎38-5804)

●献血にご協力を

献血の

際には、事前に血液の比重検査のほか、問診や血圧測定などの検査を行い、総合的に健康状態を判断してから献血の適否を決めさせていただきます。



▼とき・ところ 4月18日(月)ユニ(株)岩倉店

▼受付時間 午前10時～正午、午後1時～4時

▼問合せ 岩倉市献血推進協議会(社会福祉協議会内) ☎37-3135

春の緑化強調期間

4月1日(金)～5月31日(火)

●「緑の募金」にご協力を

緑の募金は、「緑の募金」による森林整備等の推進に関する法律に基づいて行われています。集められた募金は、学校・公園等への植樹、緑化木・草花の配

布、みどりの少年団の育成、樹木診断等、身近な緑化の推進や森林整備に関する事業費に充てられます。

愛知県では、春の緑化強調期間として4月1日(金)から5月31日(火)まで、県植樹祭を始めとしてさまざまな緑化運動が行われます。期間中、岩倉市でも緑化木の無償配布などを行うとともに、「緑の募金」活動のキャンペーンも行います。

緑をふやし、緑をまもり、緑をひろげる活動に、ぜひご協力をお願いします。

▼募金取扱機関 県下各市町村役場、愛知県尾張農林水産事務所

▼実施主体 (社)愛知県緑化推進委員会

▼問合せ 都市計画課計画係
(☎38-5814)

●フリーター等若者

専門の就職相談

愛知県では、30歳未満の若者の就職を総合的に支援するため「ヤング・ジョブ・あいち」を設置し、就職に関する情報提供を始め、職業適性診断、キャリアアカウンセリング、各種職業セミナー、職業紹介など就職に関するサービスをワンストップで提供しています。

図書館ニュース

岩倉市図書館
☎37-6804

新着図書を紹介

★はじけるNAGOYA流

日本経済新聞社 編
分類 経済・法律



流行と不易を巧みにかき分ける企業経営、豊かさの候約を兼ね備えた人々の消費性向、技術力・モノ造りに軸足を置く産業構造。日本でいちばん元気な地域・中部の底力を解剖するドキュメント。

★図解雑学 日本の地名

よじだけき 吉田茂樹 著
分類 歴史・地理



当たり前のように接している身近な地名。しかし、その成り立ちを知ることが決して容易なことではない。新しい解釈のもと、図解を用いて日本の地名の由来をわかりやすく解説する。興味深いコラムも充実。

★旅客機・空港の謎と不思議 谷川一巳・著

★卑弥呼の殺人 篠田秀幸・著

★素敵な女性になる 加藤タキ・著

★面白いほどよくわかる臨牀心理学 稲富正治・著

お気軽にご相談ください

市民相談

市民相談室 (☎38-5822)

市民相談室は、市役所1階です。個室の相談室となっていますので、お気軽にご相談ください。なお、各相談は、正午から午後1時までお昼の休憩をいただきます。

■一般相談

▶とき 月～金曜日(祝日、振替休日を除く)

午前9時～午後4時

■外国人のための相談(岩倉市国際交流協会)

「こんにちはコーナー」

4月 3日(日) 午後1時～3時

17日(日) 午後1時～3時

■女性相談

4月 4日(月) 午後1時～3時30分

18日(月) 午後1時～3時30分

■人権相談

4月 8日(金) 午後1時～4時

■行政相談

4月 8日(金) 午後1時～4時

■法律相談(予約制…定員各6人)

4月12日(火) 午後1時～4時

27日(水) 午後1時～4時

※毎月1日(土・日曜日、祝日、振替休日は順延)午前9時から、市民相談室で当月分の予約を受け付けます(先着順、電話可)。

■登記相談

4月13日(水) 午後1時～4時

■知的障害者相談

4月14日(木) 午後1時～4時

■総合福祉相談

4月15日(金)

★身体障害者相談

午後1時～4時

★戦傷病者・戦没者遺族相談

午後1時～4時

■年金相談

4月25日(月) 午前10時～午後3時

●心の相談電話 ☎37-7867

いじめの問題、親子・近隣関係などの心の悩みは、一人でよくよく考えていても、何の解決にもなりません。経験豊かなボランティアが電話で相談をお受けします。お気軽におかけください。

▶とき 毎週月曜日 午前10時～午後4時(祝日、振替休日を除く)

4月1日からは、これらのサービスに加え、新たに若者の家族の皆さんに対する相談の窓口を開設しましたので、ぜひご利用ください。

▼ところ 中日ビル12階(名古屋市中区栄4-1-1 ☎052-264-0667)

▼利用時間 月～金曜日午前8時30分～午後5時(祝日、年末年始を除く)

★参考ホームページアドレス
http://www.pretaihip/jia/「ヤング・ジエフ・あいち」の1月末現在の延べ利用者数2万2千395人(集計期間:平成16年7月5日～平成17年1月31日)

▼問合先 愛知県産業労働部就業促進課若年者・地域雇用対策

●教育相談

グループ(☎052-954-6366)

不登校やいじめ、学校や家庭におけるさまざまな悩みごとを持つ保護者などを対象に相談を行っています。

▼とき 毎週火曜日午後1時～4時

▼ところ 地域交流センター

「くすのきの家」適応指導教室

おおくす相談室

▼相談員 河野すいさん(元小学校教諭)

▼その他 電話での相談も受け付けています(予約優先)。

●子育て相談

▼問合先 適応指導教室(☎38-0300)

地域子育て支援センターでは、乳幼児の子育てに関する相談を行っています。

「育児について相談する人がいなくて…」「なかなか話さないけど、言葉が遅れているのでは…」「子どもってどうしてこんなによく泣くのだろう」「そろそろ離乳食始めたいけど…」困ったわ…どうしよう。

相談室でお子さんを遊ばせながら、気兼ねなくお話ができます。お気軽にご相談ください。

相談場所・問合先		面接相談(予約制)	電話相談
南部保育園内 子育て支援 センター	大地町小森5 ☎☎ 38-3911	毎週 月・水・金曜日 午後1時～4時	毎週 月～金曜日 午前9時～ 午後4時
東部保育園内 子育て支援 センター	大市場町順喜11 ☎☎ 38-2387	毎週 月・水・金曜日 午後1時～3時	毎週 月～金曜日 午前10時～ 午後3時

※いずれも、祝日・振替休日を除きます。

●振り込め詐欺(恐喝)に注意

最近、愛知県内では、振り込め詐欺(恐喝)が多発しています。ニセ警察官による交通事故の示談金名目の振り込め詐欺のほか、「娘をさらった」などと嘘の電話を掛け現金を振り込ませる誘拐偽装の振り込め恐喝などその手口も多様化しています。次のことに注意して、振り込め詐欺(恐喝)の被害に遭わないようにしましょう。

被害防止のポイント

★相手が誰を名乗ろうとどんな用件を言おうと、電話一本でお金を振り込まない。

「すぐに振り込まない」

「ひとりで振り込まない」

の2つを肝に銘じましょう。

★お金の振り込みを要求する電話が掛かってきても、落ち着いて話を聞き、要点をメモしたらいったん電話を切りましょう。

★そして、まず家族本人に確認のうえ、最寄りの警察署に相談しましょう。

★警察が示談に介入してお金を払うように電話をかけることは絶対にありません。

▼問合先 愛知県警察本部総務部広報課(☎052-951-1611内線2173)

ネットワーク

家族…ふれあい…ファミリー

●お母さんの一言
 予定日よりかなり遅く生まれたお姉ちゃんの綺里菜。私たちの心配をよそに超がつくほどのおてんばで、パパとママは毎日ヘトヘトです。そんなお姉ちゃんがお手本なおかげで妹の舞優希もかなり活発で、これからは楽しみ?! です。大きくなったとき、私たちのもとへ生まれてきて良かったと思うと嬉しな

西市町の吉川敦・理佳さんの長女
 綺里菜ちゃん（3歳）と二女舞優希ちゃん（1歳）。

きりな
 まゆき
綺里菜ちゃん（左）
舞優希ちゃん（右）



五条川の桜の種類は…

桜の違いも

楽しみましょう！



▲染井吉野

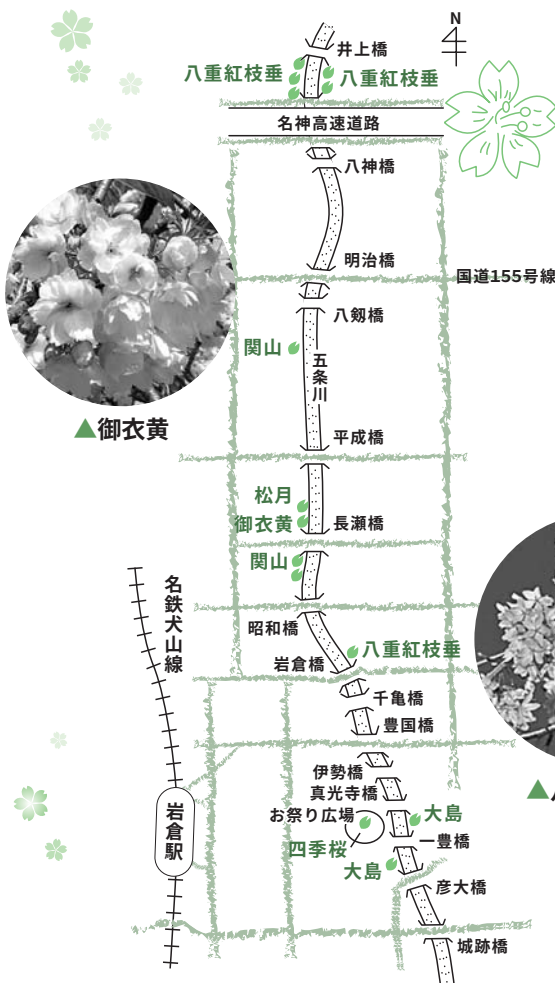
岩倉桜まつりも始まり、のんびり洗いや山車、物産市など楽しみな行事が目白押しです。満開の桜並木は五条川を散歩する人の目を楽しませてくれます。

五条川にはいろいろな桜があります。まず、五条川の桜はほとんどが染井吉野です。そして北のほうから八重紅枝垂、関山、松月、御衣黄、四季桜、大島などその咲き方や色を異にした「さくら」を見ることが出来ます。そんな「さくら」の花びらをゆっくり見ながら、五条川で

「さくら探し」をしてみてもどうでしょうか？

また、五条川の堤みには菜の花が咲き、また、川面は桜色に染まります。うらかな春の陽気に誘われて五条川の散歩は、まるで別世界にいるような気分になさてくれます。

あなたも、今年は「さくら」の違いを十分に楽しんでみてはいかがでしょうか？



いわら

ふれあい
ファミリー

●お父さんお母さんの一言
悠君、1歳のお誕生日おめでとう！この1年間大病もなくすくすくと育ち、「笑った」「バイバイができた」と毎日パパママを楽しませ、喜ばせてくれたね。最近はいたずら盛りでやんちゃだけど、そんな悠君も大好き！パパママの大切な宝物だよ。

これから暖かくなったらいっぱいお出かけしていっぱい思い出作ろうね。
パパママより

ゆうすけ
悠祐くん
大地町の吉田孝治・裕里さんの長男悠祐くん（1歳）。



知っておきたい

防災知識

家族の命を守るために
家族防災会議を開こう

●あいち防災リーダー

みや た さと こ
宮田 智子

防災会議といっても、堅苦しく考えることはありません。地震（災害）が起きたときに、家族全員が安全に避難するにはどうしたらよいかなどを気軽に話し合うことから始めましょう。

家族で話し合う必要があるものについて、次のように大きくまとめてみました。話し合う上で大切なのは、地震（災害）に対しての想像（イマジネーション）です。いろいろな場面を想像して家庭内の対策を立ててみてください。



あらかじめ家族で話し合っておきたいこと

地震に関する基礎知識 ★観測情報・注意情報・警戒宣言の意味 ★警戒宣言によるライフラインなどの規制状況	備蓄と非常持出品 ★家族構成を考えて必要な品を準備 ★保存状態や賞味期限の確認
家の危険箇所のチェック ★家の耐震状況を確認 ★家具等の配置や転倒・落下防止 ★ガラスの飛散防止 ★ブロック塀の転倒防止	地震に備える場所の確認 ★警戒宣言発表時にどこで地震に備えるのか ★家族が離ればなれになった場合の落ち合う場所の確認 ★避難場所の確認（場所の確認とともに避難するルートも確認） ★避難の方法を確認
家族間の連絡方法 ★家族が離ればなれになった場合の連絡方法を決める ★災害伝言ダイヤル「117」の利用方法	家族一人ひとりの役割分担

基本的と思われる項目をあげてみましたが、家族構成・乳幼児や高齢者がいる場合の対応や、子どもを学校へ迎えに行く方法なども決めておく必要があります。必要以上に地震（災害）を恐れることなく、いざというときに備えて、対策を講じておくことで不安を少なくし、地震（災害）に備えることが大切です。



学校通信

岩倉東小学校

地域・家庭でささえられている東っ子

1/2成人式 4年生

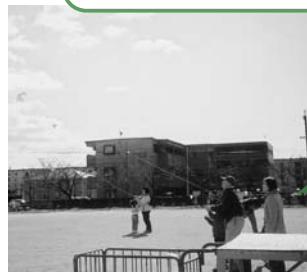
10歳になった4年生。お父さん、お母さん、先生を迎え、1/2成人式を開きました。将来の夢や特技を発表しました。家族に感謝の気持ちを伝えました。



凧づくり支援 1年生・伝承遊びクラブ



ぼくは、ぐにゃぐにゃだこを作ったことはあったけれど、木を組んで作るのは始めてだった。難しかったけれど、りっぱなのができうれしかった。でも、飛ばしたら破れちゃった。残念！ 残念！



おとうさんが凧揚げを手伝ってくれたよ。よく飛んだ。うれしかった。

稲作り 5年生

東町の村瀬さんの田を借りて活動をしています。

広～い田んぼで
体験できます

《田植え》土がドロドロして体が自由に動かなくて困った。そのうえ稲を3～4本にちぎって植えなきゃいけない…

もちつきでは、お父さんやお母さんたちが手伝ってくれてよかったです。お父さんたちがやっているのを見ると簡単そうでしたが、いざやってみると、きねが重くて大変でした。



桜を楽しむ前に ～クリーンアップ五条川2005～

3月12日、岩倉の水辺を守る会の呼びかけでクリーンアップ五条川2005が行われました。

この日は、時おり強い風の吹く寒い日でしたが、子どもから大人まで550人が参加して、川の中や、堤に捨てられたごみを拾い、2トントラック6台分ものゴミが集められました。

今年は、岩倉市に合わせて江南市のボランティアの皆さんも川の清掃を行い、流域での連携が図られました。



こと 箏の音色に歌声をのせて ～ミニステージ・いわくら少年少女合唱団～

2月27日、市役所1階ミニステージでいわくら少年少女合唱団が合唱曲などを演奏しました。

今回は、合唱のほかに日本音楽グループ飛鳥と音楽物語「じごくのそうべえ」を共演。かわいらしい着物姿に身を包んだ団員26人は、箏などの伝統楽器の奏でる音色に合わせ、息の合った歌声を披露しました。

楽しくダンスを披露 ～ダンス&体操発表会～

3月13日、ダンス&体操発表会が総合体育文化センター多目的ホールで開催され、16グループ273人が日ごろの練習の成果を発表しました。

この日、社交ダンスから道具を使ったユニークなダンスまで幅広いダンスが披露され、会場に訪れた市民の皆さんは、完成度の高いダンスにおしめない拍手を送っていました。



広報に掲載した写真をさしあげます。

●申込先 企画課広報広聴係(☎38-5802)まで。

4月

- 1 金** ★ポリオ はつらつ元気くらぶ（南部老人憩の家）
分別収集/曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町
古紙と古着の日/下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町
- 2 土** 野菜の広場/岩倉駅地下道
- 3 日** ㊤休日急病診療（永吉昭一 なかよしこどもクリニック）
朝市/東町
- 4 月** ★乳幼児健康相談 ★母親教室第1回
- 5 火** ★離乳食教室 ★1歳6か月児健康診査
分別収集/八剱町・井上町・神野町・石仏町
古紙と古着の日/中本町・東町・中野町・鈴井町
- 6 水** ★ポリオ
野菜の広場/岩倉駅地下道
- 7 木** ★BCG
夕市/JA岩倉支店
- 8 金** ★ポリオ はつらつ元気くらぶ（岩倉病院）
分別収集/東新町（岩倉団地）
- 9 土** 野菜の広場/岩倉駅地下道
古紙と古着の日/東新町（岩倉団地）
- 10 日** ㊤休日急病診療（押谷誠 おしたにクリニック）
※市役所市民スペースはお休みです。
- 11 月** ★ポリオ
- 12 火** ★3歳児健康診査
分別収集/大地町・大地新町・中央町・南新町・川井町・北島町・野寄町
古紙と古着の日/泉町・西市町・本町・宮前町・栄町一丁目
- 13 水** ★ポリオ
野菜の広場/岩倉駅地下道
- 14 木** ★ポリオ
- 15 金** はつらつ元気くらぶ（老人憩の家）
分別収集/下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町
古紙と古着の日/曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町

★印は保健センター
休日急病診療の担当医は、変更する場合があります。
岩倉市のホームページをご覧ください。
万歩計貸し出し、健康チェックの日、母子健康手帳
交付は毎週木曜日です。
※毎週金曜日（祝日を除く）は、市民窓口課の証明
発行業務を午後7時まで延長しています。

救急医療情報センター
0586-72-1133
㊤ 休日急病診療所
66-4708
受付 9:00～11:30
13:00～16:30
消防テレホンサービス
38-3119

岩倉市の人口／48,460人（+28人）
男性／24,157人（+4人）
女性／24,303人（+24人）
世帯数／19,393世帯（+37世帯）
（3月1日現在）

●発行/岩倉市役所
〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目6番地
☎0587-66-1111（代表） ☎0587-66-6100
●編集/総務部企画課広報広聴係
●毎月2回 1日・15日発行
●岩倉市ホームページアドレス
<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>



大山寺駅から西に向かい、黒壁の家など昔からの家並みを通して
いくと、左側に生田明神社があります。

この神社の拝殿の前後には、立派な彫り物がかけられています。
左右には軽やかに波の上を跳ぶウサギ、口を開け、目をむいている
竜が真中に位置し、その上にたくましい姿で力士が見栄を切ってい
ます。どの彫刻も細部まで彫りこまれた見事なもので、特に竜から
は迫力を感じます。何気なく通り過ぎると見過ごしてしまいそうで
すが、身近で見られる芸術作品です。

「声の広報」を用意しています。

●申込・問合せ先 岩倉市社会福祉協議会（☎37-3135）
または、企画課広報広聴係（☎38-5802）まで。

